

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	4
第2 会期の決定	4
議長の諸般報告	4
町長の行政報告	5
第3 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について.....	8
第4 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について.....	8
第5 報告第4号 下水道事業会計予算繰越計算書について	8
第6 報告第5号 専決処分の報告について.....	8
第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	8
第8 議案第33号 利府町町税条例の一部を改正する条例	9
第9 議案第34号 利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 の一部を改正する条例	9
第10 議案第35号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	9
第11 議案第36号 令和6年度利府町一般会計補正予算.....	9
第12 議案第37号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	9
第13 議案第38号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算	10
第14 議案第39号 令和6年度利府町水道事業会計補正予算	10
第15 議案第40号 令和6年度利府町下水道事業会計補正予算	10
第16 議案第41号 工事請負契約の締結について.....	10
第17 議案第42号 工事請負契約の締結について.....	10
第18 議案第43号 工事請負契約の締結について.....	11
第19 議案第44号 工事請負変更契約の締結について.....	11

令和6年 6月定例会会議録（ 6月11日 火曜日分）

第20	議案第45号	工事請負変更契約の締結について.....	11
第21	議案第46号	宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	11
第22	議案第47号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
第23	一般質問		14
	浅川 紀明 議員		14
	1	自然環境・生活環境と調和のとれた再生可能エネルギーの推進について	
	2	太陽光発電設備の防火対策及び火災対応について	
	阿部 彦忠 議員		27
	1	（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について	
	高久 時男 議員		42
	1	スポーツ流鏝馬について	
	2	利府町版m o b iプロジェクト推進事業の今後について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（16名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 湊 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	14番	羽 川 喜 富 君
15番	永 野 涉 君	16番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	福 島 俊 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

令和6年 6月定例会会議録（ 6月11日 火曜日分）

事務局 長	川口 優 君
主 査	戸石 美佳 君
主 査	高橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第1日）

令和6年6月11日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 3号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 5 報告第 4号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 6 報告第 5号 専決処分の報告について
- 第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第33号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第34号 利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第35号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第36号 令和6年度利府町一般会計補正予算
- 第12 議案第37号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第38号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第39号 令和6年度利府町水道事業会計補正予算
- 第15 議案第40号 令和6年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第16 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第44号 工事請負変更契約の締結について
- 第20 議案第45号 工事請負変更契約の締結について
- 第21 議案第46号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第22 議案第47号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第23 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和6年6月利府町議会定例会を開催します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番郷右近佑悟君、2番阿部彦忠君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの4日間と決定しました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりです。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

諸般の報告、行政報告

○議長（鈴木忠美君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から**諸般報告**を申し上げます。

6月定例会に先立ち、諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、4月14日、青森県十和田市で開催された桜流鏝馬を視察し、私と副議長、その他議員8名が参加しております。

5月23日、議会報告会を行政区長を対象に実施し、議会報告と意見交換会を行いました。

5月24日、令和6年度二市三町議長団連絡協議会定期総会が多賀城市で開催され、私と副議長、局長が出席しております。

続いて、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議長会関係ですが、4月17日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、令和6年度の諸会議と行事予定について協議が行われました。私が出席しております。

5月28日に、宮城県町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、私が出席しております。

続いて、全国町村議会関係ですが、5月21日、東京国際フォーラムで全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、私と副議長が出席し、町村議会が果たす役割の重要性を再認識してまいりました。

最後に、視察の受入れについてでございますが、5月17日、宮城県議会地方交通対策調査特別委員会が来庁され、利府町版m o b iについての研修を行っております。

以上は要点のみでございましたが、その他の会議内容等につきましては、配付してあります議長諸般報告のとおりですので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告4件、承認1件、議案15件が提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

続いて、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 6月定例会の開会に先立ちまして行政報告を申し上げます。

初めに、地域に根差したスポーツによるまちづくりをさらに推進するため、4月から行政組織の一部を見直し、企画部にスポーツ振興課を設置いたしました。設置に先立ち、3月23日には、リフノスを会場に「スポーツによるまちづくりシンポジウム」を開催いたしました。当日は、町内外から130名の方に御来場いただき、元卓球女子日本代表でオリンピックメダリストの福原 愛様より、現役時代の経験やアスリートを取り巻く環境などをお話しいただき、「利府町スポーツによるまちづくりキックオフ宣言」を行いました。

また、4月22日には、モータースポーツ事業の一環として、TOYOTA GAZOO Racingと連携し、カーボンニュートラルに関する授業を利府第二小学校で実施いたしました。当日は、豊田章男会長やレーシングドライバーの佐々木雅弘選手が講師として登壇し、カーボンニュートラルについての講話をいただいたほか、水素エンジン車両のデモ走行を行い、子供たちに車の楽しさを体感してもらうとともに、カーボンニュートラルを身近に感じてもらう貴重な機会となりました。

今後も、地域に根差したスポーツによるまちづくりを推進するとともに、「する人」・「みる人」・「ささえる人」が一丸となって、スポーツをして輝けるまちづくりを進めてまいり

ます。

次に、児童福祉の拠点として、旧利府町公民館の改修工事を進めてきたところですが、工事が完了し、中央児童センター「ぺあくる」が4月1日に開館いたしました。

梨の木をイメージした大型複合遊具がある遊戯室の「ぼっちぱーく」をはじめ、屋外のバスケットコートやインクルーシブ遊具などが整備されており、開館日当日は、本町出身で利府高校3年生の仙台89ERS所属、阿部真冴橙選手によるオープニングシュートなどを実施し、盛大に開館式を執り行うことができました。その後も、4月の来場者数が1万1,000人を超える大盛況となっております。

また、ぺあくる3階には、休館していた郷土資料館もリニューアルオープンしており、さらなる本町の歴史や文化の発信に努めてまいります。

続いて、子育て世帯の転入を見込んだ計画的な教育・保育施設整備のため、4月に新たな認定こども園として、利府聖光こども園、ウェルネス認定こども園利府の2施設が開園いたしました。どちらの施設も子供たちが安心して成長できる魅力ある施設となっており、今後も町内の幼稚園、認定こども園、保育所などと連携を図りながら、保育サービスの充実を継続し、本町の将来を担う子供たちが健やかに成長していけるよう、独自性の高い子育て支援を推進してまいります。

次に、商工観光に関してですが、4月7日に、桜の名所である館山公園において、地域おこし協力隊との共催により、本町として初めての「利府大花見会」を開催いたしました。当日は、お茶のお振る舞いやキッチンカー出店によるおもてなしのほか、レインボー桜ライトアップや観光大使夢乃さんによる幻想的な夜桜ライブを行い、多くの方々に本町の観光拠点の魅力を再認識していただくすばらしい機会となりました。

また、4月10日に、青森市で開催された「JR東日本地域共創アワード」において、昨年度実施した新幹線総合車両センター特別公開ツアーが優秀賞を受賞いたしました。このツアーは、本町独自の観光体験コンテンツを生かし、コロナ後のインバウンド需要を主なターゲットとして、新幹線総合車両センターと共同で実施したもので、こうした官民連携の取組を評価いただいたものです。今後も、さらなるにぎわい創出と魅力発信を推進し、観光振興や地域活性化を促進してまいります。

続いて、防災対策に関してですが、3月10日にリフノスを会場に「防災シンポジウム」を開催いたしました。町内外から211名の皆様に御参加いただき、第1部は、東日本大震災時に本町に在住していたイラストレーターのアベナオミ様から、当時の経験や防災への備えなど

について御講演いただきました。

また、第2部では、震災当時の防災担当課長である小山田喜悦様や、津波によって被害を受けた浜田地区の行政区長である加藤利一様、しらかし台中学校養護教諭の新田奈緒様をパネリストとしてお迎えし、当時の教訓を生かした防災対策やまちづくりについて意見交換を行いました。

今後も本シンポジウムの成果を生かし、町民の皆様が安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、公共交通に関してですが、令和5年11月27日から実証運行を開始している新公共交通システム「利府町版m o b i」の実証期間を令和7年3月31日まで延長し、本格運行を目指して、事業内容の改善を図るとともに、利用者の増加や稼働率の向上のため、引き続きPRに取り組んでまいります。

今後も、町民の皆様の外出機会の創出と免許返納対策を図るとともに、多くの皆様が移動しやすい環境の実現を目指してまいります。

続いて、文化振興に関してですが、4月29日にリフノスを会場に「リフノスはるフェスタ」を開催いたしました。当日は、家族で楽しめる体験イベントをはじめ、文化・歴史体験、なまはげ太鼓の鑑賞など、多くの皆様に本町の歴史や芸術文化の魅力を感じていただきました。

今後もこのような機会を創出するとともに、引き続き本町の特徴を生かした文化振興に努めてまいります。

最後に、地域おこし協力隊に関してですが、5月末現在、梨農家支援2名、にぎわい創出部門14名、海業創出部門2名の合計18名を任命し、本町の課題である梨農家の担い手不足の解消や地域のにぎわいづくりなど、隊員の活動支援を通じ、地域ブランドの向上などに携わる人材を育成するとともに、地域の課題解決や活性化につなげてまいります。

今後も、総合計画に掲げるスローガン「もっと先へ、チャレンジ利府～みんなの夢がかなうまち～」の下、豊かな利府町の未来の創造のため、総合的なまちづくりに取り組んでまいります。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については、別紙のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 2号から

日程第 2 2 議案第 4 7号まで

○議長（鈴木忠美君） 日程第 3、報告第 2号繰越明許費繰越計算書から日程第22、議案第47号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告 4 件、承認 1 件、議案15件について順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第 2 号繰越明許費繰越計算書について**でございますが、今年の 3 月定例会において議決をいただいた一般会計に属する16件の事業について、令和 6 年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、**報告第 3 号事故繰越し繰越計算書について**でございますが、新中堀新川崎線道路整備事業における載荷盛土工事において、想定していた期間内に沈下が収束せず、想定以上の放置期間を要し、令和 5 年度内に事業が完了できなかったことから、令和 6 年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、**報告第 4 号下水道事業会計予算繰越計算書について**でございますが、マンホールポンプ場監視通報装置更新事業について、令和 6 年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、**報告第 5 号専決処分の報告について**でございますが、今年の 2 月 17 日午前 9 時半頃、花園二丁目地内の緑地において、杉の木が強風により倒木し、住宅の雨樋の一部に損傷を与えた事故について、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。なお、この損害賠償については、全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されることとなっております。

次に、**承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて**でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、その一部が今年の 4 月 1 日に施行されたことに伴い、課税上、緊急を要したことから、地方自治法第179条第 1 項の規定により、3 月 31 日に利府町町税条例及び利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正の主な内容についてでございますが、利府町町税条例については、地方税法及び省令の改正に合わせ、町民税の定額減税に係る規定を新設し、また、利府町国民健康保険税条例

については、地方税法施行令の改正に合わせ、課税限度額及び減額措置に関する規定について改正を行ったものであります。

次に、**議案第33号利府町町税条例の一部を改正する条例**でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が今年の3月30日に公布されたことに伴い、地方税法の規定に合わせ、専決処分に係る改正箇所を除く規定について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、新たな公益信託制度の創設に伴い、地方税法の公益法人等に係る町民税等の課税の特例が改正されることから、規定を削除するものであります。

次に、**議案第34号利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が今年の4月1日に施行されたことに伴い、東日本大震災復興特別区域法第43条の課税免除に伴う措置の適用期間が2年間延長されたことから、条例についても同様の改正を行うものであります。

次に、**議案第35号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が今年の4月1日に施行されたことに伴い、小規模保育所等における満3歳児以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、**議案第36号令和6年度利府町一般会計補正予算**でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億3,744万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を152億3,744万8,000円とするものであります。

第2条の地方債の補正につきましては、学校教育施設等整備事業の限度額を増額変更するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますので、よろしくお願ひします。

次に、**議案第37号令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,042万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億5,471万5,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、6款繰入金につきましては、人事異動に伴う人件費等の

調整により1,025万3,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものでございますが、1款総務費につきましては、人件費の調整やマイナ保険証対応に伴うシステム改修等により1,025万3,000円増額するものであります。

次に、議案第38号令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に84万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,010万4,000円とするものであります。

主な補正の内容でございますが、歳入歳出ともに、人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

次に、議案第39号令和6年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条の収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により110万6,000円増額するものであります。

第3条の資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により571万4,000円増額するものであります。

次に、議案第40号令和6年度利府町下水道事業会計補正予算でございますが、第2条の収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により57万4,000円減額するものであります。

第3条の資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により1万円増額するものであります。

次に、議案第41号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は、総合体育館の長寿命化対策として実施する屋根防水の改修工事であります。

本工事は、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行し、落札者を決定しております。

主な入札参加条件は、宮城県内に本店・支店等を有していること、また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を、防水工事の総合評価値が700点以上のAクラスの業者としております。

次に、議案第42号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は、庁舎の長寿命化対策として実施する屋上防水の改修工事であります。本工事は、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行し、落札者を決定しております。

主な入札参加条件は、宮城県内に本店・支店等を有していること、また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を、防水工事の総合評価値が700点以上のAクラスの業者としております。

次に、議案第43号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は、庁舎の長寿命化対策として実施する照明のLED化工事であります。本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行し、落札者を決定しております。

主な入札参加条件は、宮城県内に本店・支店等を有していること、また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を、電気工事の総合評定値が700点以上のAクラスまたはBクラスの業者としております。

次に、議案第44号工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は、昨年の9月定例会において議決をいただいた館太子堂線道路改良工事について変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、施工地の土の質が軟弱であるため、コンクリートブロック積工や階段工の基礎部において地盤改良が必要となったことから、安定処理工を増工し、工期を今年の12月27日まで延長するものであります。

次に、議案第45号工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は、今年の3月定例会において議決をいただきました新中堀新川崎線道路改良その2工事について変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、当該地区の市街化を見据えて実施した交差点等の修正設計の成果を反映させた内容に変更するとともに、下層路盤の施工範囲を増工するものであります。

次に、議案第46号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が今年の12月2日に施行されることに伴い、現行の後期高齢者医療被保険者証が同日以降発行されなくなるため、宮城県後期高齢者医療広域連合長から規約を変更することについて協議がありましたので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員3人のうち、今月の30日で任期満了となります佐藤清五氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案しております報告4件、承認1件及び議案15件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、議案第36号令和6年度利府町一般会計補正予算について補足説明

を求めます。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） それでは、議案第36号令和6年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

初めに、2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきましては、利府中学校弓道場整備事業について工事請負費を追加することに伴い、限度額を増額するものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正の主なものを御説明いたします。

8ページを御覧ください。

初めに、歳入であります、17款2項1目3節デジタル田園都市国家構想交付金3,850万円の減額と、同じく7節地域公共交通確保維持改善事業費補助金3,911万3,000円の増額につきましては、利府町版m o b iの実証運行事業について、令和5年度も活用いたしました補助メニューの内示を受けたことから、予算の組替えを行うものであります。

同じく6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金602万円につきましては、令和5年度に国の経済対策として実施した住民税非課税世帯への7万円の給付支援に係る事業費のうち、未交付分が過年度分として交付されることから増額するものであります。

同じく2目4節子ども・子育て支援事業費補助金521万5,000円につきましては、児童手当制度拡充の円滑な実施に向け、業務システム改修等の事務的経費に対し補助金が交付されることから、増額するものであります。

同じく6目1節観光振興事業費補助金500万円につきましては、利府町独自の観光資源と伝統を活用した観光コンテンツ造成事業に対し、国から補助金が交付されることから、増額するものであります。

18款2項2目3節児童福祉費補助金のうち285万円につきましては、不妊検査費及び不妊治療費の助成を行うことに対して、県から補助金が交付されることから、増額するものであります。

9ページを御覧ください。

23款4項3目8節コミュニティ事業助成金500万円につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業が採択されたことから、増額するものであります。

同じく9節新型コロナウイルスワクチン接種助成金につきましては、令和6年度から新型

コロナウイルスワクチンの接種が定期接種に位置づけられますが、1人当たり8,300円の助成金が交付されることから、4,772万5,000円を増額するものであります。

10ページを御覧ください。

24款1項6目1節学校教育施設整備等事業債7,460万円につきましては、利府中学校弓道場整備事業に充当するため、増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出全般の共通事項といたしまして、人事異動等による人件費の調整を行っております。

14ページを御覧ください。

2款1項6目情報政策費12節委託料227万7,000円につきましては、定額減税や児童手当制度の拡充に伴い、人事給与システムを改修するため、増額するものであります。

同じく7目自治振興費18節負担金、補助及び交付金500万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業が採択されたことから、しらかし台町内会及び赤沼町内会が実施する備品購入事業に補助金を交付するため、増額するものであります。

19ページを御覧ください。

3款2項2目児童手当費523万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、児童手当制度の拡充に伴う児童手当システム改修費用等に係る経費を計上するものであります。

20ページを御覧ください。

3款2項8目児童福祉施設費のうち139万円につきましては、中央児童センターの開館に伴う道路案内標識等の修繕や、利府小児童クラブの入所児童の増加に伴いロッカー設置工事を実施するため、増額するものであります。

21ページを御覧ください。

4款1項2目予防費7,098万7,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、令和6年度から定期接種となる新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る経費を増額するものであります。

同じく5目母子健康費のうち285万円につきましては、歳入でも御説明を申し上げましたとおり、宮城県の制度創設に伴い、不妊検査費及び不妊治療費の助成事業を実施することから、増額するものであります。

23ページを御覧ください。

7款1項2目観光費660万円につきましては、歳入でも御説明申し上げました観光コンテンツ造成支援事業の実施に係る経費を増額するものであります。

27ページを御覧ください。

10款3項3目学校施設費9,961万5,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げました利府中学校弓道場整備工事等に係る経費を増額するものであります。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時45分とします。

午前10時35分 休 憩

午前10時44分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第23、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは、7名であります。通告順に発言を許します。

9番 浅川紀明君の一般質問の発言を許します。浅川紀明君。

〔9番 浅川紀明君 登壇〕

○9番（浅川紀明君） 9番 浅川紀明です。トップバッターですけれども、よろしく願いします。

今日は、太陽光発電関係の質問を2つします。

早速、一般質問の通告書を読み上げます。

1、自然環境・生活環境と調和の取れた再生可能エネルギーの推進について。

我が国では、FIT制度（固定価格買取制度）の創設以降、太陽光発電の導入が急速に進展してきた。国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現、2030年の温室効果ガス46%削減を達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、中でも太陽光発電の導入拡大が必要不可欠となっている。

町でも3月に「利府町地球温暖化対策実行計画」、以下「計画」と称しますけれども、こ

れを策定し、利府町に適した再エネとして太陽光発電を重視し、公共施設・新築戸建て住宅への導入目標を設定して、その促進を図っているところである。

しかし、全国的な事象であるけれども、太陽光発電、特に産業用（事業用）ともいえますけれども、その発電設備で山林・原野等に設置するものについては、火災や土砂災害等の懸念、景観・自然環境への悪影響など、当該地域の住民の不安が高まっている状況にある。

このため、再生可能エネルギーの一環としての太陽光発電を促進する一方で、景観等への悪影響や火災、土砂流出等へのリスクを回避するため、一定規模以上の産業用太陽光発電設備の設置を規制する法令、条例が制定されている。

国レベルでは、建築基準法及び電気事業法、県レベル、例えば宮城県では、太陽光発電施設の設置等に関する条例及びそのガイドラインを制定している。市町村レベルでも、県内18の市町村で関連条例を制定しています。

前置き長くなりましたけれども、これを踏まえて質問事項4つ。

1、計画では、公共施設・新築戸建て住宅への導入目標を設定し、その促進を図る一方で、民間事業者との連携による工場・倉庫等への太陽光発電設備の導入や利用可能な空き地への導入は、特に数値的な目標設定がなされていない。その理由について伺う。

質問2、利府町では、自然環境や生活環境の保全と太陽光発電設備の推進の調和を図るための条例、あるいは管理・規制するための条例はない。その現在制定されていない理由について伺う。

3、事業者が県の条例の対象とならない10キロワット以上50キロワット未満の設備を、町内の土砂流出等の危険があるような場所、例えば丸森町の条例でいう禁止区域、抑制区域等に設置しようとした場合、どのようにその事業計画を把握し、どのように対応（規制）するのか伺う。

4番目、再生可能エネルギー利用の適切な推進は重要であるが、自然環境や生活環境の保全との調和の取れた適切な推進が求められている。丸森町などと同様に、一定規模以上の産業用太陽光発電設備の設置を規制・管理する条例を制定する考えはあるのか、これらについて伺います。

大きな質問2つ目、太陽光発電設備の防火対策及び火災対応について。

メガソーラーの火災では、2019年9月に千葉県市原市、2020年12月には山梨県北斗市でメガソーラー火災が発生しており、最近では3月に鹿児島県宇佐市、4月には北海道根室市、仙台市青葉区などで火災事故が発生し、その消火に長時間を要したことは記憶に新しい。

また、住宅用太陽光発電設備についていえば、町内でも出力10キロワット未満の、いわゆる住宅用の太陽光発電設備を有している家が多いが、そうした住宅用太陽光発電設備でも火災が多数発生している。括弧のところは省略します。

対策は、定期的な保守・点検で火災を未然に防ぐことでもあります。市町村の条例の対象となっていない10キロワット未満の設備、基本的には住宅用ですけれども、これにおいては、一般的に設置業者による有償の保守点検サービスが10年から15年間に限り実施されているので、恐らく大丈夫とは思うものの、それ以降は、業者に依頼しない限りは無点検状態となります。つまり、老朽設備では、設備の経年劣化による火災や漏電リスクが高まっているにもかかわらず、点検がなされていないということになります。これを踏まえて質問3点。

1、県の条例の規制を受けない合計出力10キロワット以上50キロワット未満の産業用太陽光発電設備事業者に対する防火対策のための指導をしようとした場合に、現状のように関連条例がない状況では、どのように指導するのか伺う。

2番目、10キロワット未満の住宅用設備保有者の中には、設置後10年を経過し、いわゆるFIT卒業という方ですね、設置業者による保守点検サービスを終了している方も多い。発電能力維持だけでなく、火災防止のためにも、自主的・定期的な保守点検を行うよう注意喚起する必要があると考えるが、当局の見解について伺う。

3番目、住宅用、産業用を問わず発電設備で火災が発生した場合に、その消火に当たっては感電防止など一定の注意が必要である。消防署員には消防庁からの指導など、あるいは公表されている研究成果に基づき一定の注意事項、これは安全管理上の注意事項が徹底されていると思うが、消防団には徹底されているのか、これについて伺う。

以上です。答弁よろしく申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の自然環境・生活環境との調和の取れた再生可能エネルギーの推進について、2の太陽光発電設備の防火対策及び火災対応について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の自然環境・生活環境と調和の取れた再生可能エネルギーの推進についてお答え申し上げます。

まず、（1）の計画において、公共施設及び新築戸建て住宅以外の目標設定がされていないことについてでございますが、本計画に定める太陽光発電設備の導入目標につきましては、国の計画に沿った内容としており、国と同様に、公共施設及び新築戸建て住宅以外の目標設

定はしておりません。

次に、（２）の自然環境等の保全と太陽光発電設備設置推進の調和を図るための条例についてでございますが、現在、建築物以外に設置される出力が50キロワット以上の太陽光発電設備につきましては、令和4年10月から施行されている県の条例による規制の対象となっております。

また、出力が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備につきましても、令和5年3月から国への届出が義務化されている状況であることから、本町での条例制定は必要ないと考えております。

次に、（３）と（４）とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

現在、町内に設置している太陽光発電設備につきましては、国の制度や県の条例に基づき太陽光発電設備の導入を管理しているため、丸森町の条例で規制しているような土砂流出等の危険性のある区域には設置されております。

また、出力が10キロワット以上50キロワット未満の設備を規制区域等に整備する場合の事業計画の把握や対応につきましても、国への届出が義務化されていることから、厳格に管理されている状況にあると把握しているところです。

しかしながら、県内18の市、町におきましては、自然環境の保全を主たる目的として条例を定めている例もございますので、本町といたしましては、今後も自然環境の保全に配慮しながら、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向け、自然環境保全との兼ね合いを図りながら、条例制定の必要性については今後調査してまいります。

次に、第2点目の太陽光発電設備の防火対策及び火災対応についてお答え申し上げます。

まず、（１）の出力が10キロワット以上50キロワット未満の産業用太陽光発電設備事業者に対する防火対策の指導についてでございますが、先ほども答弁しましたとおり、令和5年3月から国への届出が義務化され、防火対策等の技術基準に適合することが確認されておりますので、町の指導の必要はないと考えてます。

次に、（２）の住宅用設備保有者への火災防止のための保守点検に係る注意喚起についてでございますが、出力が10キロワット未満の一般用電気工作物の太陽光発電設備につきましては、自主保安体制の確保に関する義務はないものの、定期的な保守点検に関する注意喚起等の必要性は十分に認識しておりますので、町のホームページ等で周知していきたいと考えております。

最後に、（3）の消防団に対する発電設備で火災が発生した場合の注意事項の徹底についてでございますが、消防団は、入隊に当たり、県の消防学校において、教育訓練として火災消火の基本的な操作の手順や、ポンプ操法訓練等を受講しております。消防団員は、消防署員と異なり後方支援活動に当たることから、発電設備に特化した教育訓練は受けておりませんが、基本的な消火に関する知識を習得しているものと把握しております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） まず、大きな1番目の質問の、質問その1に関連してお伺いします。

答弁では、公共施設と住宅用の導入目標は国のとおり定めている一方で、倉庫の屋根とか空き地については目標設定していないということなので、これは了解しました。承知しました。

私が思うに、明らかにメガソーラーによる発電のほうが大規模なので、住宅用のちんまりとしたやつを積み重ねるよりは、ゼロカーボンの推進のためには、極めて効果的、効率的である一方で、やはりメガソーラーのいろんなデメリットもあろうということで、再エネ賦課金の膨大な膨らみもこれありということで、そういったことで国がゼロカーボンを推進したいけれども、倉庫や空き地への大規模な発電設備の導入については、あえて数値目標を設定していないのかなと思います。これらについては特に答弁求めませんが、2つ目の質問に関して、すみません、質問1について関連質問をさせていただきます。

計画では、町の地球温暖化対策計画では、先ほど町長の答弁でもあったように、公共建築物の50%、新築戸建て住宅も60%に数値目標、導入の数値目標を設定しております。公共施設については、町の判断で目標達成に向け推進が可能だと思うんですが、新築住宅用発電設備の目標達成のための具体策は何であるか、お伺いしたいと思います。

私が推測するに、3月の予算審議、また先日の議員全員協議会の場で説明のあったゼロカーボン推進事業補助金、これはソーラーを付けたり、あるいは蓄電池を購入した際の補助金を出します。そういう事業がこれに該当するのかなと理解しているんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。また、それ以外に何か具体的な事業があるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、さきの全員協議会のほうで御説明させていただきましたゼロカーボンに向けた取組といたしまして太陽光発電、あと蓄電池に対しての補助、こちらにつきまし

ては宮城県も同様な形で新築住宅に係る太陽光発電の推進に向けて実施をしていくということで、町のほうでも併せて実施をしていきたいということで、さきの全員協議会のほうで御説明をさせていただきました。

改めて、今後またほかに事業等が必要なことがあるかどうか、それは今後の推移を見守りながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 推進しようとしている施策の効果を上げるために、ぜひ県の施策である共同購入で安くするという施策とも併せて、住民に対するPRをさらに強化していただきたいと思います。また、住民のみならず、太陽光発電設備の事業者に対するPRもお願いしたいと思います。

質問2番目の関連についてお伺いします。

質問2番目の答弁で、50キロワット以上は県の条例の規制対象となると。それから、10キロから50キロワット未満、この小規模事業の発電設備については、国の電気事業法に基づく届出義務が事業者には課せられているので、これで十分ではないかと。したがって、利府町では条例を制定していないんだと、そういう答弁でした。

しかし、50キロワット以上の県の条例は理解するんですけども、小規模発電事業10キロから50キロのやつですね、これは、電波事業法に基づいて届出義務が課せられていたとしても、その届出義務というのは、単に基本情報、住所、氏名、連絡先といった基本情報の届出等、それから、経産省が定める技術基準に適合しているか、これをしっかりとチェックして届け出なさいということなので、必ずしも自然環境や生活環境の保全、あるいは災害防止にこれを担保するものではありません。

例えば、単に技術基準への適合という観点からいうと、電波事業法に基づいて発電設備の不具合があったり故障があったとしても、それと接続している一般の送配電設備に悪影響ないようにしなさいと。要は、トラブルは局地化しろと、そういうようなシステム、技術的なシステムにしなさいということにすぎないので、先ほど申し上げたように、自然環境や生活環境の保全を担保する届出になっていません。

また、もう一つ言わせていただければ、去年の3月に国の電波事業法に基づく届出義務というのが課せられましたけれども、それ以降も県内の6つの市町で条例を制定しています。要は、国の法律による縛りがあるから十分という認識ではないんですね。不十分だという認

識で、仙台市、蔵王町、あるいは南三陸こういった町で、18のうち6つの町が去年の3月以降条例を制定しています。それは、利府町と全く見解が違うと思います。条例を制定した町は、国の規制では不十分だから、自らの条例を制定するという考えなんですね。条例の制定については、もう一度再検討をお願いしたいと思います。

それから、関連質問でさらに、たまたま、現在、利府町管内にある大規模あるいは小規模の発電設備、野外にあるやつですね。これは平地に置かれています。平地に。だから、土砂災害等の危険が現状ではたまたまない状況なんです。

先ほど答弁の中で、国の規制、国の電波事業法に基づく届出、それから県の条例に基づく規制、こういったもので実際しっかりと把握できているので全く問題ないというような答弁だったんですけども、お伺いしますが、町内に幾つの発電事業所があるか、県の条例の対象となっている50キロワット以上は幾つあり、それから、10キロから50キロワット未満の小規模発電所は幾つあるか。届出しているから万全だ、しっかりと把握できているということであれば、その状況についても、現状把握している状況について答弁願いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

現在、町内に10キロ以上の施設につきましては全部で30件、そちらのうちの未稼働が1件ということになっております。

県の条例で規定されております50キロワット以上の設備につきましては、こちらは8件、そのうち1件が未稼働ということです。10キロ以上50キロ未満の設備につきましては、残りの22件が届出をされているという状況となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） しっかりと把握されている状況については確認しました。

引き続き再質問ですけども、県の条例でいう規制区域に太陽光発電設備が入っているかどうかというのをチェックするために、宮城県砂防総合情報システムというのがあります。それで私もチェックしたんですけども、現状では、町内にあるメガソーラー等しっかりと入っていません。大丈夫です。ただし、ただしですね、森郷の最終処分場跡地にある発電設備の東側、それから東南側に、土砂災害調査予定箇所というのがあります。予定箇所なので未調査なんですね。未調査なので、現時点では土砂災害警戒区域、あるいは土砂災害特別警戒区域に該当しないんですが、調査結果次第では該当する可能性もあります。これについて

把握されていますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域で今からの調査箇所という部分につきましては、ちょっと私どものほうで把握はしておりませんでした。実際それ以外の場所につきましては、町の防災マップなどを通じて場所の把握はしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 関連質問ですけれども、都市緑地法に基づいて緑地保全地域というのが指定されています。利府町管内では、宮城県によって番ヶ森山周辺地域を緑地環境保全地域として指定しております。最終処分場跡地のメガソーラー設備は、その地域から外れていますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

自然環境保全地域につきましては、番ヶ森のみならず、唄沢、沢乙の県民の森の周辺が指定されております。ということで、今回、御指摘のあった場所につきましては自然環境保全地域にはなっておりません。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 質問3番目のことについて関連質問します。

先ほどの答弁では、現状、土砂流出の危険のある場所には、町内の発電設備設置されていないという状況でした。また、国の届出義務に基づいて、いろんな状況も把握できてるので万全だという答弁だったんですけれども、これからですね、これから新たな事業者が小規模発電設備の設置を町内の土砂災害の危険があるような斜面等に設置しようとした場合に、どのようにしてその事業計画を把握し、どのように対応するのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、国のほうでは令和5年3月に電気事業法を改正しまして、10キロ以上50キロ未満の小規模事業に関する発電設備については届出義務が出されております。

その届出義務の中で、まず、内容的には設備の安全について、まず自分で自己確認をしてください。あと、その土地の地耐力だったり建物の構造、こちらの構造計算をした上で、大規模の50キロ以上の発電施設、太陽光発電施設と同様の規格で設置を自分で確認した上で届出をしてくださいという形の法律が改正されておりますので、そういった場所に設置するとなった場合は、必ず自己で確認をした上での届出が義務となります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今回の答弁の中にあつた、国の電気事業法に基づく技術基準への適合の届出ということについては、先ほどもちょっと触れたんですけども、発電設備に不具合があつても、一般の送配電設備に影響がないようにしなさいと。要は、端的に言えば、発電設備に不具合あつても、東北電力の送配電設備に影響がないように自らチェックして、問題ないように発電開始前にチェックして、それを届け出ると。発電開始後も、そういった状態が維持されているか、それを管理しろという義務が課せられています。必ずしも、斜面、急傾斜地などに設置しようとした場合の規制をするものになっていないという認識です。もう一度確認していただきたいと思います。

関連質問を続けます。今の件は後ほど確認をお願いします。

関連質問ですけれども、発電事業者が予定地周辺の住民に何ら事前説明せず、発電設備を設置しようとした場合で、地域住民から反対意見が町当局に寄せられた、この場合どのように対応されますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

仮にそういった場合が想定された場合は、まず、町のほうとして、どういう事業計画なのか、そういったものは把握することは必要になってくることの場合があると思います。

ただし、今回、浅川議員御指摘の条例制定につきましては、個人の財産権等のそうした制限等もございます。町で条例を規制して、そういう個人の土地に制限をかけるとなると、個人の財産権との兼ね合いも出てきますので、その辺は本当に慎重にやっていかなきゃいけないことだと思えます。

ただし、そういう危険な場所、急傾斜地、土砂災害警戒区域の特別警戒区域とかのレッドと言われる区域の部分とかにつきましては、ある程度町のほうでその危険性とかも、そういう事業計画を把握したときには、相手事業者に対してこちらのほうから説明をするという形

で、事業計画に対してのちゃんとした計画に基づいた形で事業を実施していただくとか、事業を中止していただくとか、事業の判断に役立てていただくという形で、町のほうで積極的にお話をさせていただきたいとは思っております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） トラブル解決に向け、町が前面に出ていろいろ努力しますよという趣旨の答弁だったんですけれども、条例がない状況でそういうことが実際にできるのか甚だ疑問です。条例を定めている市町村の例でいうと、県の条例は、近隣住民との合意形成努力を求めているのみですけれども、市町村の条例だと、例えば丸森町の例でいいますと、近隣住民との協定締結を義務づける、こういったことで周辺住民の合意を得るようにしております。

さらに言えば、町の地球温暖化計画の中で、「6-4 太陽光発電設備や蓄電池の導入に向けた関係者の取組」という項目があるんですが、その中で事業者の取組として、自社の工場や事務所等の屋根、あるいは保有する空き地等に発電設備を導入する場合、施設の耐震強度、または周辺住民の方々からの合意が得られることを前提として、そういう取組を促すというふうになっています。それとの整合についていえば、やはり条例が必要なんではないかなと思います。

大きな質問の1つ目の質問（4）に関連した関連質問を最後にしますけれども、先ほどの答弁では、基本的に国への届出と県条例の規制で万全なんだと、厳格に管理されていると。したがって、新たな町としての条例の制定の必要はないということでした。また、自然環境との調和を主たる目的として、18の市町村で条例化されているので、条例の必要性を検討するという趣旨の答弁いただきました。

ちょっと認識が違っていると思います。市町村レベルで条例を制定している理由は、単に自然環境との調和を図るためではありません。それもあるんですよ、一部あるんですけれども、主たる目的はやはり災害防止です。例えば丸森町、何度も例を出しますけれども、丸森町の条例を定めるに当たって丸森町が考えたことは、令和元年の大雨で非常に大きな被害を受けたので、仮に大規模なメガソーラー等があった場合に、土砂流出、地質上の問題もあると思うんですけれども、土砂流出等の危険があるので、災害防止ということを第一義として条例を定めるというふうにちゃんと公表されています。

それから、次いで、自然環境や生活環境との調和と、そういったことを目的としているので、利府町も、利府の山砂というように非常にもろいと思います。大雨が来た場合に流出するリスクがあると思うので、そういった観点で、傾斜地等に設置されないようにしっかりと

条例を定める必要があるのではないかと考えます。よろしく御検討ください。

続いて、大きな2番目の質問、火災対応関係で再質問させていただきます。

質問その1で、「発電設備の事業者に防火対策の指導をしようとした場合に、条例がなかったらどうするんだ」という質問に対して、答弁では、「届出義務を履行することによって、防火対策等の技術基準に適合していることを確認できているので問題ない、指導の必要はない」という答弁でした。しかし、何度も言いますが、電気事業法で定めた、あるいは経産省令で定めた技術基準というものは、防火対策まで踏み込んでないんですね。したがって、答弁は誤りだろうと思います。もう一度御確認いただきたいと思います。

要は、法に基づく届出だけでは防火対策にならないと思います。条例がないと駄目だと思います。例えば、条例を定めている市町村レベルの条例の文章の一文、また、その細部を定めた規則の一文を読み上げさせていただくと、条例で「事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理をしなければならない」とあります。それを受けた条例の施行規則では、「太陽光発電施設の安全、防災、水源の涵養、環境保全、景観保全の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の防止及び自然環境及び地域住民への配慮をしっかりと行うこと」といった規則が定められています。条例及びその細部を規定する規則がない限りは、逆に言えば、単に国への届出だけでは、こういった管理監督、防火対策のための指導はできないと考えます。これについて御見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、丸森町に関しましては、確かに防災対策という形での条例の制定にはなっておりません。残った市町につきましては、自然環境との調和を保全するという形での目的という形で条例の制定がなされておりますので、趣旨的には丸森町は、確かに議員御指摘のとおり令和元年ですかね、台風19号での被害を基に条例の制定が必要でないかという形で今回条例が制定されているということで私たちも認識はしております。

その中で、条例に基づく管理という形になれば、国のほうでは条例以外に、令和2年に環境省のほうから太陽光発電の環境配慮ガイドラインという形で、そういった設置場所とかそういうものについても令和2年3月にガイドラインを定めております。

この中で、環境省のほうでは、条例制定がない市町につきましては、このガイドラインを基に対応してくださいという内容の趣旨が記載されておりますので、町のほうではそのガイ

ドライン、また、あわせて、令和5年3月の改正によって届出義務が発生しておりますので、届出義務が発生するという事は、それに伴って責任も発生します。そういったものも含めまして、条例の制定等は考えていないという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 質問（3）に関連した再質問をします。

質問（3）に対して答弁では、消防団は消防学校に入校して、基本的な消火手順等を習っていると。それから、後方支援が主たる任務ということで、特に、太陽光発電設備の火災に伴う安全管理上の留意事項等、これを徹底する必要はない。したがって、現状徹底されていないという答弁でした。前提も結論もちょっと納得できないので再質問します。

前提として2つ。そのうち1つは、消防団は消防学校にしっかり入校して基本的な教育訓練を受けているというふうにあります。しかし、私は12月の定例会において、消防団の教育訓練について質問したんですが、その理由は、消防学校への入校状況は極めて人数的に少ないと。ほとんど消防学校の教育を活用していないというデータがあったので、しっかりと教育訓練、消防学校の入校を活用して、消防団員に体系的な組織的な教育を施すべきだと。それをもって、また安全管理の面からも自信を持って消火活動に当たる、消火に当たれるようにすべきだという趣旨の質問したんですが、例えば、そのデータでいうと、これから申し上げるデータは2年前のデータです。利府町は、平成27年から平成30年まで、3人、1人、1人、2人と合計で7名、4年間で7名入校させているだけです。令和元年、コロナもあったのかもしれませんが、令和元年以降は、2年前まで1人も入校しておりません。

一方、ちゃんとやっているところはちゃんとやっていて、石巻だとか気仙沼とか栗原といったところは2桁です。20名、30名が入校していると。仙台市は3桁、100名単位が入校している。隣の大和町においても、同じ町レベルで比較すると大和町、平成27年に20名、翌年22名、翌年17名、21名、令和に入ってからコロナがあっても24名、6名、18名と、しっかりと入校させているんですね。

部長の答弁の中にあつた、しっかりと入校しているので問題ないと、基本的な操法等は習得しているということはあつたんですが、それ、いやしくも答弁として言われているのであれば事実に間違いはないと思うので、後追いかもしれませんが、しっかりと利府消防団92名が消防学校において教育を受けられるように御指導いただきたいと思います。

それから、前提の2つ目で、後方支援が主たる任務なので、特に消防団にいろいろな教育

を施すことはないといった趣旨の答弁だったんですけれども、二、三十年前に利府町でも大規模な林野火災がありました。そのときに消防団の方が、消防車が行けないところ、あるいはホースが届かないような場所にジェットシューターを持って、山の中に入って消火に当たったと。残火監視もしかりですね。

メガソーラーの火災、野原にあるソーラー火災においても同じような状況があると思うんです。単に後方支援にとどまらない、消防車が行けないところ、ホースの届かないところは、やっぱりジェットシューターで消しに行かなきゃならない。そういったときに、やはり発電設備に特化した安全管理上の留意事項については、あらかじめしっかりと、少なくとも知識教育を施す必要があると考えるんですが、御見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務議長（嶋 正美君） ただいま御質問いただいた内容で、昨年お答えしているとおおり、消防団の団員につきましては、消防学校のほうに入校しているという実績がございますので、そちらについては、先ほどおっしゃったとおりになっております。

あと、このメガソーラー等電気災害等につきましては、先ほど御質問の中でもありましたが、実際に消防学校のほうでは、専門的な部分については学んでないというのは、消防学校のほうからも聞き取りをしております。そちらにつきましては、今後、教育訓練といいますか、情報を同様に持つために、消防団のほうへも、消防庁消防研究センターのほうで策定している「太陽光発電システム火災と消防活動における安全対策」というような、そちらのほうのもので情報共有しながら、今後の対応に当たれるようにしていきたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今答弁のあった、必要な教育、知識だけでも付与するというような趣旨のことがあったんですけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

研究成果で、ソーラー発電の火災に伴うリスクとして、感電のみならず、例えば住宅用だったら滑落してくると。あるいは倉庫とか住宅だったら、建物がやわくなると崩落する、あと燃焼ガス、そういった問題があります。

消防学校の副校長にも、現状の教育課程の中でそういったメガソーラー関係の教育はあるのかと聞いたんですけれども、現状ではないと。特殊災害対応という科目はあるものの、それは電気火災に対応していないと。今後検討したいというふうにおっしゃってました。いずれにしても、消防学校での教育をしっかりと活用していただきたいと思っております。

それから、最後の関連質問で、先ほど言ったように、林野火災に準じて、メガソーラーの

火災のときに、消防車の届かないところに消防団員が行く場合もあると思います。単に後方支援にとどまらず。そういったときに感電のリスクがないように、貸与されている装具、靴だとか手袋、これが絶縁性がしっかりと担保されたものなのか、これをチェックする必要があると思います。それについて御見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） そちら装備品につきましても、感電防止等の観点から、消防署、消防団のほうと協議を進めながら、必要に応じて貸与してまいりたいとは考えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました、ありがとうございます。

予算の問題もあるので、早急に高スペックの絶縁性の高いやつに入れ替えるというのは難しいと思います。ですけれども、少なくとも現在の貸与品がどの程度の絶縁性があるのか、スペック上のチェックだけでもしっかりとお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、9番 浅川紀明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は11時40分とします。

午前11時29分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 阿部彦忠君の一般質問の発言を許します。阿部彦忠君。

〔2番 阿部彦忠君 登壇〕

○2番（阿部彦忠君） 2番、チームリスペクト、阿部彦忠です。

前回に引き続き2回目の一般質問です。1回目の一般質問の際には、町長より「旧住民」という言葉を使わないようにと、議長を通じて注意をされました。確かに全体で利府町民であるという点につきましては配慮が欠けていたと自覚し、本日43歳の誕生日を迎えるものですから、気持ちを新たに邁進してまいりたいと思います。（拍手）

それでは、通告順に質問してまいりたいので、よろしくお願いたします。

質問事項1、（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について。

令和6年3月30日に、周辺地区である館、大町、町加瀬、仲町、東町を対象に行われた住

民説明会において、示された利活用方針に参加者には反対が多く見られました。

（1）方針を撤回するよう求める声もあったが、方針や当初の計画に変更がないのか、当局の考えを伺う。

- ①参加者からの意見を受けて、どう感じたのか。
- ②地域住民を交えた協議会などを立ち上げるつもりはないか。
- ③地域住民が十分納得いくまで、計画の延期や凍結などは考えていないのか。

（2）令和6年5月、「広報りふ」に掲載された（旧）十符の里プラザ跡地の利活用方針について、第1期から第3期までの内容が掲載され、町民の意見を募集した。住民説明会開催から短期間のうちに意見募集に取り組んだことは、評価すべき点と言えます。

以下について、当局の意見を伺う。

①住民説明会において参加者より、「住民の意見を聞かないのか」との発言があったが、意見募集はそれらの反響を受けて実施に至ったのか。

②住民説明会の参加者がほとんど高齢者だったにもかかわらず、QRコードによる募集方法のみを選択したのはなぜか。また、スマートフォンの不所持・使用方法に疎い層からの意見を募集するに当たり、ほかの案はなかったのか。

③集まった意見は、具体的にどのような内容であったのか。それらの意見を踏まえて、今後どう進めていくのか、当局の答弁をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 阿部彦忠議員の御質問にお答えします。

まずもって、お誕生日おめでとうございます。43歳には見えない若々しさと、そして落ち着きを同時に併せ持つ阿部彦忠議員にお答えを申し上げたいと思います。

（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針についてでございますが、（1）の①から③までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

初めに、（旧）十符の里プラザ跡地の利活用方針につきましては、長年、地域の発展に寄与してきた場所であることを踏まえ、第1に、地域の空洞化が進むことがないように、地域活性化や町民サービスの向上に資する利活用方法とすること、第2に、施設整備や運営に係る財政負担を可能な限り最小限にすることを前提に、これまで検討をしてきたところであります。

このことにつきましては、今年の2月8日に開催した議員全員協議会において第3期の利

活用方針をお示しするとともに、今年の3月定例会の一般質問において阿部彦忠議員に御説明申し上げたところであります。

今年の3月30日に開催した近隣地区説明会におきましては、日照権や避難場所の問題、高齢者が集える場所の確保など様々な御意見や御要望をいただいております、特に土地売却とマンション建設に対する反対意見が多く、中には土地の提供に協力された方や移転された方がいたことなど、明治37年当時の旧庁舎の建設に御協力をいただいた町民の意向を尊重すべきとの意見もございました。

次に、議員御質問の地域住民を交えた協議会の立ち上げや計画の延期、凍結についてでございますが、さきの説明会による地域の皆様からの様々な御意見をいただいていることや、先月実施した意見募集において、「満足」「やや満足」などの意見も多数いただいていることから、現時点では考えておりません。

今後も、さらなる町の発展のため、町民の皆様との対話に努め、多くの方々に御理解いただけるように進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の①意見募集の実施に至った経緯についてでございますが、3月に開催した説明会に御出席いただいた方々のみならず、町全体の町民の皆様の御意見を伺うために実施したものであります。

次に、（2）の②QRコードによる募集方法のみを選択したことについてでございますが、従来の紙による郵送調査では時間と費用を要することから、内部で検討した結果、幅広い年代に短期間で意見を聴取することができるQRコードによる意見募集を実施したものであります。

最後に、（2）の③意見の具体的な内容や今後の進め方についてでございますが、先月20日まで行った意見募集では、122件の意見が寄せられました。その内容といたしましては、「満足」「やや満足」が56件、「不満」「やや不満」が52件、「どちらでもない」が14件となっております。

満足の主な意見としては、昨今の戸建て住宅価格の高騰によるマンション建設への好意的な意見や、土地売却費を住民に還元すべき、また、地域活性化に資するテナントへの期待などとなっております。

また、不満の意見としては、土地の売却やマンション建設による日照権への懸念、シェアオフィスの必要性に対するものなどとなっております。

今後につきましては、意見募集の集計結果について、町の広報紙やホームページに掲載す

るとともに、町民への報告会についても開催する予定としておりますので、引き続き多くの方々に御理解いただけるよう、丁寧に対応しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） ここで昼食のため休憩といたします。

再開は13時ちょうどでございます。

午前 11時46分 休 憩

午後 0時57分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の町長の答弁に対し、再質問の発言を許します。阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 休憩前は、町長より身に余るお祝いの言葉を頂戴しましたので、言葉負けしないよう励んでまいります。

では、追加質問です。あらかじめ議長の許可を得まして、住民説明会の当時の資料ですとか、あとは広報紙を持ち込ませていただいております。

（1）①についてからお話いたします。

まずは、住民説明会を開催した頃というのは、3月議会で予算が通った直後でした。したがって、当局は何の疑問もなく説明会を開催したものと思いますが、実際、多くの地域住民にとっては寝耳に水だったようです。急に、かつ一方的に推し進められた計画であると困惑した方が多く、説明会では怒号が飛び交うほどの荒れたものになりました。私はオブザーバーとして同席していましたが、当局の説明が不十分であることが、住民の方の不安をあおっているのではないかなというふうに感じた次第です。

当局からは、何年もかけて取り組んできた計画であるということは回答いただきましたが、旧役場の近隣住民の方々にその計画が伝わっていないということは、結果的に当局と住民のコミュニケーション不足だったと言わざるを得ないと思います。町民に伝わるようなコミュニケーションを取っていくことが必要と思いますが、当局の考えを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

阿部議員御質問のとおり、説明会につきましては多くの反対意見を頂戴し、その場に私も同席をさせていただいておりますが、できるだけ多くの方に御理解をいただけるように説明責任を果たしていかなければならないというふうに感じたところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 私も古い家に生まれたのもありまして、かいわいの町民の方々の顔はよく知っているものでありますが、あの説明会の怒号が飛び交うほどのというような状況は、私も初めて見たような状況でした。このような報告を受けていらっしゃるとは思いますけれども、町長、当時不在だったということでしたが、どのように感じたか感想をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問にお答えします。

報告を受けてどう思ったかと。そういう意見もありますねということは、報告を聞いて思いました。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 多くの町民は、公務員というよりは民間企業にお勤めの方が多くわけですし、そういった感覚の世界で生きている方が大多数だと思います。そういった民間企業は顧客の信用や満足度によって支えられていますし、利潤に影響されない公務員というのは、計画どおりに進めることを優先するがために、地域住民の信用を得ようとする努力をおろそかにしがちですというふうに言う町民もおります。当局としては、十分な説明を行ってきたと言えるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

これまで長い月日をかけて案を練ってきたというところで、阿部議員さんのほうも御承知のことですが、町のほうといたしましても過去に、令和2年の9月2日、令和3年の12月2日という形で、その跡地利用の経緯につきましては、議会のほうに全員協議会のほうで御説明をさせていただいてきたところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 議会への説明をしてきたということですが、実際問題、当局としてはそういった経緯を踏まえて町民の理解が得られたものと認識している状況なのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

自治体運営自体が二元代表制を取っております。これというのは、町民の代表である議員の方々にお諮りするということで御説明を申し上げてまいりましたので、御理解は頂戴でき

ているものというふうに捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） それでは、（1）の②について進めさせていただきます。

地域住民と話してみますと、サウンディング型市場調査で回答したのは、業者の意見だけで進めているのではないかという御意見も多々出ております。調査に参加した業者といたしますのは、1回目は4社、2回目は1社と、決して多数ではないと思います。この調査の中で、町民の求めるものとして出されたものは、実際に住民の考えをヒアリングしたものではなく、いわゆる業者が町民の意見として想像したものではないかというふうに反映されているように思います。

そこでお伺いしますが、これは民意を反映した計画と言えるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

これにつきましては、説明会と、あとは意見募集をした中でも住民の意見を拾い上げ、聴取させていただいております。

また、住民の意向、意見というものでございますが、説明会の折にも、防災機能を持つ公園であったり高齢者が集える場所、コミュニティーが広がるような施設ということでお伺いをし、その場で、多分当時の企画部長が、そういった意見をこれから酌み上げていくというような御説明もさせていただいていると思いますので、町といたしましては、これからそういったものも取り入れられるかというところで検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 今後建設を計画している建物やテナントについて、前回の議会でも答弁をいただきました。その内容の中には、これに限ってのアンケートや懇談会は実施をしていない。以前、利府町総合計画をつくる際にアンケートも取ったりして、必要な公共施設はあるかと意見も聞いているというものでした。

しかし、総合計画という広い範囲での意見と、（旧）十符の里プラザ跡地に限定をした意見とでは想定状況があまりに異なっていると思いますし、応用の範囲を超えていると考えます。周辺地域の開発が著しい昨今、改めて全体のバランスを見て考える必要があるという意見が町民から寄せられております。

先ほど協議会を立ち上げることは考えていないという答弁もありましたけれども、住民の理解とともに、中心部のまちづくりを進めてはどうかと思います。それについて当局の御意

見をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

「改めて町民の方々の意見を」というような御質問であります。これにつきましては重ねての答弁になりますが、説明会での皆様からの御意見、あとはアンケートのほうで頂戴した御意見等をまず検討して、それを報告しながら、その中でまた新たな御意見が出れば、それに対して対応していくというようなことで進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 御意見を様々取り入れて進めていただきたいと思います。仮にそういった協議会とは言わなくとも、何かしら地域住民を交えた会を発足するようなことが、あるいは幅広い年齢層であったり、地域活動などの役員であったり、あとは御高齢の方も非常に多くいますので福祉関係の従事者など、多様な視点を持った方々をメンバーに入れて進めていただければというふうに考えておるところでございます。

次ですね、（1）の③番についてです。

住民説明会で渡された資料によりますと、これちょっと資料を読み上げさせていただきますけれども、令和6年の詳細スケジュールということで、あらかじめ決められた予定が記載をされているページがございます。

4月、5月跡地利活用アドバイザー委託業務入札、6月同委託業務契約、7、8月業者選定委員会、これ9月、10月も続くようです。そして、11月プロポーザルの募集を開始しまして、2月にプロポーザルを実施、受託者の決定と。そして、3月に議会及び関係者への説明ということが予定されております。大分説明会は荒れたようでしたけれども、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。また、このまま現況を踏まえ、予定どおり進めるという判断をされているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

現在につきましては、当初予定であれば4月、5月アドバイザー業務の発注というようにございまして、説明会等々意見聴取の分析もまだ完了しておりませんので、そういった状況でアドバイザー業務を発注することは、まだ止めてある状況でございます。

今後、当初予算でお認めいただいた予算の執行については、改めてそのスケジュールを練り直して御提示させていただき、進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） こちらの資料の3月に記載されています議会及び関係者への説明というところなんですけれども、議会は分かるんです。関係者というのはどこからどこまでの方を対象としているものでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

ここでいう関係者につきましては、地域の方々というようなこと、あとは施設整備に当たっての関係者という意味合いだと推測します。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 私の印象ですが、住民の強い反対があるように思います。こういった中で、今年どうしても進めたいというこのペース感について何か理由があるのでしょうか。来年以降では難しいのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

決して今年度そういったスケジュールどおり進めるということではなくて、皆様の御意見、もちろん意見募集で頂戴した御意見等、町の対応であったりもお示ししながら進めてまいりたいと。その中で、できるだけ頂戴した予算については執行できるように努めてまいりたいというふうな回答になります。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 答弁で、意見募集の結果を広報紙やホームページに掲載し、町民への報告会も実施するとのことでしたが、今後、反対意見を強く持つ方もいることから、理解を求めていく場というのも別途設けていく予定はあるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

町長答弁のほうにもございましたとおり、まず、意見募集の結果について議会に報告をさせていただく。その後で、町の内部で、その御意見、御要望、御提言に対する内部の協議を持った後に、広報紙、ホームページへの掲載を行い、町民の皆様を対象とした報告会を開催する予定でございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 先ほどもお話ししましたが、前回の説明会では町長の欠席についても

不満の声というのも上がっております。かつての一丁目一番地のことでございますので、ぜひとも町長自ら町民と向き合い意見を交わしていただきたいというふうに思います。

今後、報告会なり町長が参加する意見交換会などというものは、これは近いうちに計画していただけるということでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問にお答えします。

今のところ、そういった機会を設けることは考えておりません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 考えていないということですが、やはり賛成されている方も中にはいらっしゃるでしょうし、もちろん反対されている方もいるということもあると思いますので、その辺りは慎重に進めていただければというふうに思います。

それでは、（2）の②について再質問いたします。

意見募集に当たり、こちらの広報紙の件なんですけれども、今回、ページ数でいきますと4ページ、5ページに、利活用方針について1期から3期まで丁寧に説明がなされているわけでございます。

これについて、ほかのページはどうかと思い、それぞれよく見てみましたが、2ページから10ページまでの間、どの記事にも問合せ先として、担当課と、それから電話番号、こちらが記載されておりました。それらの記載がこのページにはなく、QRコードだけというのは、利活用方針のこの4ページ、5ページだけなんです。担当先はもちろんのこと、「電話やはがきでも受け付けますので、お気軽に御回答ください」とでも記載してあれば、どれだけ高齢者が意見を届けやすかったことかと思えます。このようにしなかった理由は何かあったのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

紙での提出を受け付けないというものではございませんでしたが、議員御質問のとおり、広報紙においてそれを読み取れるような記載がなかった。また、問合せ先が、表記を失念してしまったということにつきましては配慮に欠けていたということで、これによって意見募集に御協力いただけなかった町民の皆様には深くおわびを申し上げ、これから、今後十分に注意してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） ただいまの答弁でおわびを頂戴できたということは、きっと御高齢の町民の方にも届くと信じております。ただ、私も皆様の声を聞いてまいりますと、説明会のそもそも参加者のほとんどが高齢だったにもかかわらず、今回の意見の募集方法はいわゆる高齢者の意見は反映されにくくてもいいということなのか、あまりにも残酷ではないかというような厳しい声も届いているということはお伝え申し上げます。

それから、今回の募集方法についてですが、匿名で町民から広く集めるという方法について伺います。

今回当局は、広報紙への記載で住民の意見を求めたわけですが、広報紙そのものに関心のない方については、内容を全く見ないで捨てる人も一定数いらっしゃるというふうに想像されます。そのようなリスクを避けるために、例えば全戸配布の手段の一つとして、回覧板に回答用紙を添付して回収する方法などもあったのではないかと思います。こういったやり方というのは、検討材料として上がらなかったのでしょうか。何か難しかったのであれば、ありようをお尋ねいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、広報紙のほかにホームページのほうにも掲載してございましたので、広く意見を吸い上げられる方法を考えたものでございますが、全戸配布というような御提案でございます。これにつきましては、早急にうちのほうも意見を徴する必要があるという認識の下に、手軽に短時間でお金をかけず執行できるものということで、QRコードを採用したという経緯でございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 今回のQRコードによる意見募集のリスクというものも感じました。私自身、入力したものとしてお話しいたしますが、これは、やってみますと町外の人であっても、入力しても判別つかない仕組みなのではないかなというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

町内の方のみが回答できるというものではないという御指摘、そのとおりだと思います。端末を持っていれば、しかも広報紙を見て、もし仮に他の自治体の方に協力を求めた方がいたとすれば、それも意見として反映されてしまうというような、正確性としていかななもの

かと言われますと、そこまで厳選したものではなかったというふう感じております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） （2）③について再質問いたします。

今回の意見募集の結果についてお聞きいたしますが、回答総数は先ほどの答弁でお伺いいたしました。それでは、内訳についてお聞きしていきたいと思っております。一つずつ項目を分けて質問いたします。

各年齢層ごと入力をするフォーマットであったかと思っております。こちらについてのそれぞれの回答数、もしくは回答割合でも結構ですので御回答願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

年齢構成全てお話ししたほうがよろしいでしょうか。代表的なもので。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 全てお願いできればと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まだ、その内容について、先ほども申し上げましたが、分析が完了していないということと、議会の皆様にまだ報告を済ませていないものですから、そこで、まず議員さんのほうには一番最初に御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） それぞれ質問が4つほど選択するところがあったかと思っておりますが、その内容それぞれについても同様の回答となると思われまますので、こちらについては、またの機会にしたいというふうに思っております。

その中で、自由記載の欄が一番最後に設けてございました。御意見を思いのままに書けるようなところが用意されていたわけなんですけれども、なかなか、これ6万字まで受け付けられるというのは、非常に幅の広いものだなということで感心をしておったわけなんですけれども、実際問題、御高齢の方が入力をしようと思っても非常に難しいのではないかなというふうに感じた次第です。

といいますのが、私自身も、「入力方法が分からない。どうやってこれに参加したらいいのか」という連絡を受けまして、説明に訪問したことも何件かございました。やり方を教えながら入力を見守っていたわけなんですけれども、やはり御高齢者となりますと手が震える

方もいらっしゃいますし、そもそも文字の入力に不慣れな方も多くいらっしゃるということを改めて感じたわけでございます。

こういった中で意見を幾つも書く、また長文で御意見をまとめるというのは、非常に集中力としても、若い人とは大分感覚が異なるところもあるのではないかというふうに思ったわけでございます。途中でもう休憩して、お茶飲んで、また入力して、どこまでやったか分からないという方も多かったのを思い出されます。

効率化というのも分からなくもないんですけども、こういった状況からすると、募集内容、意見の応募された内容に偏りが出る実施方法とも取れるのではないかなというふうに思っております。高齢者を含めた公平性の観点から、どのような考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

先ほどもQRコードの採用に際しましてお話しさせていただきましたとおり、紙などでの提出を拒むものではありません。ただ、表記がされていないことによって、それに対応できない御高齢の方がいたというようなお話でございますので、それについては本当に配慮に欠けていたものというふうに捉えております。

表記はしておらなかったものの、1名、紙で提出をされた方もおられましたので、それについても受付をちゃんとしているという状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） この第3期を行う上では、隣の敷地にはなるわけですがけれども、ペあくるもオープンいたしまして、以来、多くの来場者が増え、道路の向かい側の2号公園では、順番待ちのお子様が多待機をしているという状態です。道路を横断するのも危ないのではないかと、また、安全対策について配慮が欠けているのではないかという声も実際に出ているという状況です。

このような状況を踏まえ、しばらくの間、跡地を駐車場として活用するという事は考えていないのでしょうか。オープンして初めて分かることなんだと思いますが、現況で結構です、御回答をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

ペあくるのほうの人気がありまして、来場者が多く来られているという状況でございます。

駐車場としてしばらく使ったらどうかという御提案につきましては、現在のところは考えておりません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 実際利用者に聞きましたところ、いっぱいときには町民駐車場を利用するよというアナウンスがあるのは承知しているようだったんですが、いかんせん有料である上に、さらに距離も遠いということと、あとは待機時間に整理券を配っているようなんですけれども、実際しびれを切らして帰ってしまうという声も出ております。こちらについては、対策というのは考えていらっしゃるのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、先ほどの駐車場の件ですけれども、お答えのとおり、まず利用のほうに関しては、していかないというふうなことではございますが、こちらに関して、平日等混み合わない場合ということで、臨時的に土日など、またイベント等を開催するに当たって、台数のほうの駐車場のほうの確保が必要だというふうなことであれば、そちらのほうは、貸していただけるということでの調整だけは所管課のほうとさせていただいているところでございます。

また、先ほど順番待ちというふうなお話をいただいておりますが、開所当時、開館当時です、大勢の方が町内また町外からお越しいただいたということで、大変な混雑を招いたというふうなところではございますが、若干落ち着いてきているところもございますので、平日等に関しましては、そういった整理券等の配布というのを今行っていないような状況でございます。

また、グーグル関係のシステムを用いた形でこちらのほうの予約を入れていただいて、今後利用していただけるよということでの調整等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 今後、解体を予定している敷地内のプレハブ及び倉庫についてですが、例えばなんですけれども、リフォームして子供のための施設などに利用するというのも一つの手法ではないかという声も上がっております。

跡地周辺の旧街道沿いには、古いものを修繕して長く使う、また、なるべく無駄なお金を使わないで大切に活用するという考えが深く浸透している地域でございます。土地の売却、また分譲マンションの建設という方針に至るまでには、建設費用の負担という点も当局より

御答弁いただいているわけですが、このような案であれば建設費用の経費削減にも大きく貢献するのではないかと思います……。

○議長（鈴木忠美君） 阿部議員に通告します。今お話ししていることは通告外のやつですから、事前に通告した件についてだけ質問してください。続けてどうぞ。

○2番（阿部彦忠君） それでは、質問を変えさせていただきます。

私も上京生活10年以上ありましたので、広い考えを持つということの重要性は学んできたつもりですし、また、町長の先進的な取組やフットワークの軽さというところに関して大変感心しているところでございます。

ただ、説明会を見てもと、初めての町外御出身という環境ゆえに、いわゆる利府に古くから残る考え方と異なることも、やっても仕方がないのかなというふうには思うところがあります。利府をよくしていきたいという思いは同じだと思いますが、ベクトルが、若干方向が違うのかなと感じている町民もいるのが事実だということは覚えていただきたいと思いますというふうに思います。

資料からだけではなくて、古くから住む住民の声に耳を傾けて、どのような思想で今日までの利府をつくってきたのか、理解を深める場があってもよいのではないかなと思います。利府のシンボルたる土地の利活用ですから、特に先祖代々土地を守って、こだわりを持っておられている町民も多く残っているわけですので、先ほど以来、なかなか機会の開設は難しいということでありましたが、座談会の実施からでも、町民の気持ちを酌み取る場を設けてからでも、方針の進め方というのは遅くないのではないかなというふうに思いますが、改めてこういった機会の設置というのは難しいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁。企画部長。

阿部議員に話したけれども、とにかく通告以外のやつを今ここで質問したって答えは出ませんからね。あくまでも通告の範囲内のやつでやってください。企画部長のほうで、今質問の中で答えるやつあったら答えてください。町長。

○町長（熊谷 大君） 阿部彦忠議員の再質問にお答えします。

まず、概観的に阿部議員が何を言わんとしているのかというのがちょっとよく分からないというところが、すみません、私ここで聞かせていただいて思ったんですね。というのは、恐らくこういうことだろうと。私は、議会というのは非常に重い機関、町の機関だと思っております。それはそうですよね。代表が選挙の洗礼を通して、住民の代表ということでここに一堂に会する。そして、私も執行部として住民の代表として二元代表制という、先ほど企

画部長からの言葉もありましたが、この議会で討論をさせていただいて町の方向性を決めていく。その町の方向性を決めた、議会と当局が話し合っただけで決めた、議決したことに対して、今なぜ住民の皆さんのこういう声がありますよっていうところが、ここの議論で今披瀝されているのかなというのが、ちょっと私は違和感の一つであるんですね。

それは、私も住民代表の皆さんといろいろお話をします。公の場ではなくても、立ち話でも何でもいいし、いろんな話もされます。ただ、議決を受けた件に関しては、決まったことはもうその方針でいくということは、これは民主主義の手続、そして大前提として当然あることです。それは、お互いに共通事項、理解事項として分かっておかなければならないことだなと思います。

それで、そして、違和感の2つ目なんですけども、阿部議員が反対の方の住民の声をよく聞かれるというのはよく理解しました。そして、その皆さんの意見を今日発表しているということもよく理解しました。しかし、住民の代表であるということであれば、賛成の方の声もあるはずなんです。賛成の方の声というのは、やはり今、声なき声なんです。先ほど阿部議員御自身がおっしゃられました。非常に怒号があったと。賛成したいんだけど、そういう怖い場ではなかなか賛成できませんと、声を上げられません。そういう声を聞くというのが私は議員の方々の仕事の一つでもないかなと思いますし、私の仕事の一つでもあるなと今思っておる次第であります。

そして、もう一つの3つ目の違和感であります。阿部議員は一体どう思われているのかと。これは反問権に付するかもしれませんが、なかなか言えないことなんですけれども、住民の皆さんの意見は分かりました。住民の代表ということは、責任を持ってそれを言わなければいけない。なぜか今聞いていると、住民の皆さんはこう言っています、ああ言っていました、こういうふうにしたらどうですかと、こういうふうに言われたんですけれども、それはどういうことなんですかと。責任は自分にはないけれども、住民の皆さんこう言っていたから、とにかく言いますというように私は聞こえたんですね。

なので、阿部彦忠議員が住民の代表として、賛否のある議題に関してどちらの意見も公平に、先ほど阿部彦忠議員が自身で言われました、公平公正にというお話をされましたけれども、本当にそれは公平公正な意見をこの議場で御披露しているのかということは、ちょっと私は疑問に思った次第です。なので、住民の皆さんの意見というのは、公の立場としてもう議決を経ましたので、それは非公式の場所では幾らでも、私も今も変わらずヒアリングというか耳に入ってきますし、その言われたことに対して、いやそれはもうあれです、駄目です、

聞けませんなんてことは一切いたしません。

なので、いつでも役場に来ていただいて、こういうふうにいるんだというふうに言っていただければ、私も、今、経緯も企画部長からありました。私たちがこういうふうを考えて、無駄な、まさしく皆さんの貴重な税金を最小限に抑えながら、どのように最大の効果を発揮できるのか、その方法を今一生懸命ずっと考えて、そして考えた結果、成果を今お示ししますので……。

○議長（鈴木忠美君） 町長、その辺でもうよろしいです。大体言っていることが分かったと思いますから、もうその辺に止めてください。

○町長（熊谷 大君） はい、以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 町長の御意見頂戴しました。私も確かに今お伝えした意見というのは、こういった立場にありながら町民の意見をただ右から左に伝えているというふうに聞こえてしまっても、ちょっと誤解を生んでしまうようなこともあったかと思います。

実際に、そこには賛成の意見を述べた方もヒアリングの中にはいらっしゃいましたし、ただ、その中で非常に少数であったということが挙げられます。特にその温度差というのが非常に大きかったものですから、予算は通ったものというのは確かに大前提としてあるんですが、それでも全く納得していない方々が非常に多く、ちょっと間違っているように感じたところだったので、今回この場で御意見を届けさせていただいたというところでございます。

また、私自身の議員としての立場としては、もちろん公平性を担保した立場で意見を申し上げなければならぬと思いますし、今後も賛成、反対それぞれの意見をももちろん公平に聴き取った上で、議論を進めていきたいというふうに思っております。答弁結構です。

以上です。終わります。

○議長（鈴木忠美君） ここで暫時休憩します。

再開は13時50分にします。

午後1時38分 休憩

午後1時48分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔12番 高久時男君 登壇〕

○12番（高久時男君） 12番 高久時男でございます。

まず、阿部彦忠議員、お誕生日おめでとうございます。実は、昨日が私の誕生日だったんです。（拍手）43歳だったら、まだめでたいでしょうけれども、60過ぎたらあまりめでたくないな、何か。まずは質問に入りたいと思います。今、話題沸騰の流鏝馬をメインにやっていきたいなと思っていますので。始めます。

スポーツ流鏝馬について。

スポーツ流鏝馬は町民の反対も多く、議会では3月の定例会において、町提案の令和6年度の当初予算400万円を200万円に減額したところです。これは、相手方もあることなので令和6年度はその予算内で実施をしてもらい、来年度以降の実施については、4月14日に開催されました十和田市の桜流鏝馬を視察してから判断するという考えからでした。

5月28日の全員協議会で町長の考えを伺ったんですけれども、再度、以下の内容を伺いたいと思います。

（1）スポーツ流鏝馬を利府町で行う目的は何か。

（2）利府町のメリットは何かあるのか。

（3）令和4年度と令和5年度の経費明細と令和6年度、町提出予算400万の積算の内容を明示してほしいと思います。

5月28日の全員協議会では、修正された200万円に対して100万円を増額したいという提案がありました。今回補正予算に入っていないので、その100万円に関しては断念したのかなとは思いますが、その200万円してほしいという議会の要望に対して、200万円できないというその理由ですね、その辺を伺いたいと思っております。

あと大きな2番です。利府町版m o b i プロジェクト推進事業の今後について。

長年、議会で提言していたデマンド交通システムが、実証実験とはいえ導入されたことは評価しております。しかしながら、今は運行エリアに制限があり、運行エリア以外の町民からは不公平だとの声も上がっているそうです。当然、本格導入の際は町内全域を対象にするべきであると考えますが、そこで次の点を伺います。

（1）今後、国への補助申請を行う場合は、利府町全域を対象にする考えは持っておられるのでしょうか。

（2）m o b i のシステム使用料は幾らか。

（3）m o b i 以外のデマンド交通システム等は調査しているのか。

以上、よろしく御回答をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局、答弁願います。

1のスポーツ流鏑馬について、2の利府町版m o b iプロジェクト推進事業の今後について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 高久時男議員、昨日お誕生日をお迎えされた高久時男議員にお答え申し上げます。まずもって、本当に60過ぎとは思えないぐらい若々しく、そして昼夜を問わず、暑い日も寒い日も、しらかし台町内会のために草を刈っていただいて本当にありがとうございます。私も住人の一人として、この場をお借りして御礼をさせていただきます。あわせて、御質問にお答えさせていただきます。

初めに、第1点目のスポーツ流鏑馬についてお答え申し上げます。

まず、（1）のスポーツ流鏑馬を利府町で行う目的についてでございますが、2020東京オリンピックが本町で開催されるに当たって、当時、東日本大震災からの復興と世界中からいただいた支援への感謝を世界に伝える手段として私が考えたのは、東京オリンピックの前夜祭において、復興のシンボルとしてスポーツ流鏑馬を世界に発信し、本町におけるオリンピックレガシーとすることが目的でありました。

そのきっかけとなったのが、F I F A女子ワールドカップドイツ大会2011でのなでしこジャパンの優勝であります。当時、復旧・復興へ向けた被災者に勇気と希望を与えてくれたこと、そして、本町が留守氏の居城や宿場町として馬をめぐる歴史と文化があった土地柄であることから、それらを表現できる象徴としてふさわしいと考えたのが、女性が活躍する青森県十和田市の桜流鏑馬でありました。

残念ながら、新型コロナウイルスの蔓延により前夜祭は開催されませんでした。このスポーツ流鏑馬を、現在、私の就任2期目の公約の一つとして掲げ、本町のオリンピックレガシーとして育んでいこうとチャレンジしているものであります。

また、2000年の地方分権一括法が施行されてから、国と地方の関係は、従来の主従関係、上意下達、国からの指示・指導、地方は機関委任事務を中心に受け身の行政だけを執り行っていたらいいという時代は終えんしました。法案可決以降は、国との関係は対等で、協力関係に様相を一変させ、新しい世紀は、特色ある地方自治、自治体に個性が求められるようになりました。

基礎自治体が新しい試みを実践することは、メリット、デメリットの議論よりも、いかに独自の自主的で主体性を帯びた政策を執り行うかという時代背景に各自自治体が置かれています。これからも利府町が選ばれるまちであり続けるために、本町ならではの地方創生をこ

のスポーツ流鏑馬、またはモータースポーツなどを通して実践してまいりたいと考えております。

次に、（２）の利府町のメリットについてでございますが、現在、国でも地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムを推進しており、特に日本の歴史や文化を体感できる武道ツーリズムは高い人気があり、交流人口の拡大による経済効果や地域活性化が期待されておりますので、町といたしましては、スポーツ流鏑馬を通して交流が広がっている青森県十和田市、岩手県遠野市、滝沢市、福島県古殿町などと連携を深め、東北全体で馬事文化を盛り上げていくことによって、インバウンドや地方創生など様々な波及効果を生み出せるものと考えております。

次に、（３）の令和４年度、令和５年度及び令和６年度の経費内容等についてでございますが、令和４年では、ALL RIFU産業祭にて流鏑馬デモンストレーションを実施したほか、Ｂ級グルメの十和田バラ焼きなどの出展なども含めて100万円となっております。

令和５年度は、流鏑馬の走路や観覧者の動線確保のためのバリケードの設置などの会場設営費に100万円、馬の輸送や競技運営関係者の活動費などの競技運営費として140万円、さらに広くスポーツ流鏑馬を知ってもらうための勉強会の開催や、ポスター・のぼりなどの啓発に係る需用費として60万円の、合計300万円となっております。

今年の３月定例会において御提案いたしました400万円の内訳につきましては、令和５年度に実施しました第１回スポーツ流鏑馬大会と同程度の競技大会の実施を予定していたほか、大会開催の同一週において、将来的に大会への参加を希望される方が流鏑馬大会を体験できるチャレンジ企画のほか、スポーツ流鏑馬や馬に関わるものの展示、講演会などを通じて、馬事文化に興味のある人や関係者が集う機会を創出する馬サミットのほか、屋号を通じた利府町の馬文化などを後世に伝える事業等も計画していたものであります。

また、修正案の200万円での実施につきましては、先月の議員全員協議会において御説明したとおり、令和５年度は300万円で流鏑馬大会と弓矢や乗馬の体験コンテンツ、勉強会等を開催しておりますので、今後も町の新たなスポーツ文化として定着させる意味からも、規模縮小となる200万円の予算での実施は難しいものであります。

次に、第２点目の利府町版m o b iプロジェクト推進事業の今後についてお答え申し上げます。

まず、（１）の利府町版m o b iの運行エリアについてでございますが、昨年の９月定例会の一般質問において浅川紀明議員にもお答えしているとおり、m o b iは一定のエリアを

対象とする相乗りA I オンデマンドサービスであり、人口カバー率と人流データを考慮し、高齢化が進む団地や病院、公共施設等を含めた利府町総合体育館を中心とする半径2キロ、30分以内での移動可能なエリアを対象として、現在、実証運行を行っております。

今年度、補助申請をしました国土交通省の共創モデル実証運行事業では、利便性向上を見据えて、乗降ポイントの追加や変更を含めた事業費を採択していただいております。

また、今年の3月定例会の一般質問で金萬文雄議員にもお答えしておるとおり、事業エリアを拡大するためには、他の公共交通事業者への影響や利用状況等についても十分に調査と分析を行う必要があることから、現在行っている実証運行の結果を町の公共交通会議に諮り、国土交通省東北運輸局と協議を重ねながら慎重に検討を進めていきたいと考えております。

次に、（2）の利府町版m o b i のシステム利用料についてでございますが、A I システム利用料、コールセンター利用料、基礎データの収集等を含めたシステム料につきましては、一月当たり約100万円となっており、これに運行経費を含めると、一月当たり約500万円の経費となっております。

最後に、（3）の利府町版m o b i 以外のデマンドシステム等についてでございますが、導入時において他の自治体の取組事例を調査し、比較検討を行った上で、本町の特性に合ったm o b i を選択したところです。

今後も、利府町版m o b i のさらなる利用促進を図るとともに、他の自治体で運行するデマンドシステム等と比較しながら、よりよい公共交通体系を構築してまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○12番（高久時男君） 十分丁寧な答弁ありがとうございました。答弁要旨に数字的なものはちゃんと入れてほしかったな。随分、最初見たときあっさりしているなと思って、さっきトイレで町長に会ったとき、「町長、10分間しゃべっていいから」って言ったんだけどね。これでは、全然、答弁書自体があまり簡単なもので、今まで町長のこの流鏝馬にかける勢いから比べると全然足りないんじゃないかなと思っていました。

それはそうとして、本当にこの流鏝馬に関しては我々もいろいろ考えていることがあって、まず、これを続けていっていいのかどうかという判断を議会側としてはしなくちゃいけないということですね。

質問書にも書きましたけれども、要するに、今回、当初予算400万円に対して、議会側としては200万円減額の200万という数字を一応認めたわけです。ですけれども、議会の議員の間の話では、ほとんど流鏝馬に賛成の人いないんですよ。けれども、私はそのとき言ったんだ

けれども、だけど、もし当局のほうで、十和田乗馬倶楽部との何か約束とかなんかしているのであれば、議会側の意思だけで簡単に取りやめというわけにはいかないんじゃないかなと
いうことで、取りあえず、そこそこのことができる200万を認めたという形の議決内容でした。

ただ、やみくもに反対するということじゃなくて、そこに流鏑馬をやるためには何らかの
目的があるんだろうということ、その目的自体が全然今まで説明されていなかったの、
ここではっきり町長の口からそれを聞いたかったというのが一つです。

ただ、先ほどちょこっとあった歴史的な背景に関しては、先月あった全員協議会の場で多
少説明は受けているということです。ただ、歴史的な背景は、もうこの場合いいんじゃない
かなと思っております。あくまでもその目的とするものを進めて、最終的にどういった成果
がこの町にあるのかなということが大事だと。事業を進める上で、目的と成果をもくろむの
はこれは当然の話ですから。ですから、その辺をしっかりと町長に伺いたかったわけです。

ただ、今、新しいワードとして、2020年の東京オリンピックの際の前夜祭として計画して
いたけれども、コロナでできなかったというような話、それは今初めて聞いたんだけれども、
前夜祭としてそういうことを企画していた。要するに、震災の復興のイメージづくりという
ことで世界に発信したいということなんだろうけれども、なかなかその部分と流鏑馬が何
でフィットするのかよく分からない。まず、その説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

確かに、オリンピックというと結構コロナもありましたし、みんな忘れたいみたいな、そ
んなイベントだったのかなと思うところもあります。そのオリンピックのことをお話しさせ
ていただきますと、高久議員も御案内のとおり、オリンピックは「復興オリンピック」と言
われました。復興オリンピックということで、先ほどお話ししたように、世界にいただいた
支援に対する感謝をしっかりと伝えていこうということもその中に、オリンピック招致の中
に含まれておりました。

私たちは、サッカーの予選の開催地でありました。ということはどういうことかという、
当時オリンピック、東京で開催される開会式の2日前に、私たちの会場はキックオフがされ
るんですね。そのキックオフをされるということは、一番最初にオリンピックの種目を見る
ことができると。その際に、復興五輪ということであるならば、世界中のマスメディア、ま
たはオリンピックファンの皆さんが、国内外のオリンピックの皆さんが宮城スタジアムに駆
けつけるだろうと。あのとき私たちが支援した被災地はどうなったんだろうかということ、

みんな見に来るのではないかと、または見に来るだろうということが予測されました。まずその背景があるということが一つ。

東日本大震災のときに世界中の皆さんから、世界中って、私がそのときは参議院議員をやっていたときなんですけれども、支援するよと言われたときに、だって、日本ですごい国じゃないかってみんな言うんですね。そのすごい国なんじゃないかという理由は、この場、全協のときにもお話しさせていただきましたけれども、あんな大パニック、未曾有の大災害に遭っても、なぜパニックを起こさず、暴動が起きず、盗みや強盗や強姦などが起きずに整然と、相手を思いやったり、お店の前で並んで買う、自分たちの順番が来るようになるのかということが出来るんだということは、非常に多くの海外の方から問われたことなんです。

それで、これは私の答えです。それは、日本人が武士道精神を持っているからであると。その武士道精神を持っているから、つまり、どういうことかということ、強きをくじき弱きを助ける、困った人を見たら自分をさて置き相手を助ける、この日本の、日本人が武道を通して培ってきた精神、これはもっともっと広げていかなければいけない。あのときの大震災のときに、私たちがパニックを起こさずに秩序立てて落ち着いて復旧に前向きになれたのは、そういうもともと日本人が持っている精神性があつたんだよということが、まず一つ前提としてあります。

2011年のドイツのワールドカップ、F I F A女子のワールドカップです。あのとき、アメリカ決勝で、一度もなでしこジャパンが勝ったことのないアメリカ、宿敵アメリカに勝ちました。金メダルを取りました。その澤穂希選手以下、なでしこジャパンの選手は皆こう言いました。被災地、そして被災者の皆さんを励ましたかったんだと。その思いで、あの一度も勝ったことのないアメリカと対峙をし、そして勝つことができた。女性の力です。女性の活躍です。私たち被災者は、被災地の人間は、あのなでしこジャパンの活躍に大いに励まされて、復旧に前向きになれたんだと思います。

女性活躍、武士道、そして、世界の皆さんにどういうふうに発信していくかということのを併せながら、どういうふうに前夜祭を表現できるだろうと考えたときに、青森県十和田市の桜流鏝馬と出会うわけです。

もともと私たちのまち利府町は弓道も盛んであった、また、馬の文化も盛んであった、そういうことを掛け合わせると、女性活躍に大変、高久議員も御覧になったと思うんですけれども、華やかで力強くて凛とした姿、日本女性の力強い姿を表現、私が今まで言ったいろんなものを含めて、包含して表現できるのは流鏝馬なんではないか、スポーツ流鏝馬なんじゃ

ないかという思いで、前夜祭にやっっていこうじゃないかというふうに決めたわけです。

しかし、残念ながらコロナウイルスでこうなりましたので、そのレガシーとして強く、私は、あの前夜祭では披露できなかったんだけど、レガシーとして町の事業にスポーツ文化の一つにしていきたいという思いで、今回も……、すみません、数年前から流鏝馬のデモンストレーションからずっと積み上げて、今日に至るわけでございます。

すみません、大変長くなってしまったんですけども、デモとか、またはスポーツ流鏝馬の開会式の挨拶では、るるこういった理由は述べさせていただいたんですけども、議会の皆様の前でお話するの初めてだったと思います。大変長時間を費やしてしまいましたすみません。こういう理由で、スポーツ流鏝馬という表現が出てきたということでございます。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男議員。

○12番（高久時男君） もういいかな、町長、それで。思いは全て述べた。

まず、前夜祭に関しては、もしコロナがなくて正常に開催されるとしたら、それは一つの会場としては、当然おもてなしということであってもいいのかなと思います。

あと、何も流鏝馬だけじゃなくて、利府には利府太鼓というものもあるし、ああいうのも一つのおもてなしのショーとして、海外の皆さんは日本文化というのはあまり見る機会ってそんな多くないと思うから、それはそれでいいと思う。

ただし、予測が外れてしまって、震災があって1年延びて、それも規模も縮小になってという形で、その流鏝馬を今後、要するに、町で予算化をしながら進めていくということの意味が、今の話だと、要するに、オリンピックレガシーとしてというのは何かちょっと私の中では結びつかないんですよ。だから、その辺をもう少し説明してほしいのと、あと何ていうのかな、町長ね、馬とか弓とかに関しては相当入れ込んでるんだけど、それだけではないような気がする。要するに、利府の目指すスポーツ文化というのがね。だから、そこに特化してやっているのが、今の町長の述べた考え方とかであれば、なかなか我々とはマッチしないのかなというところがあります。

だから、単純に事業を行う場合に、さっきも言いましたけれども、目的があって、これが成果として何か目途があるのであれば、それは当然やっていいと思っている。けれども、今の目的自体なものは、そのオリンピックレガシーを育てていこうとチャレンジしているというその過程なんだろうけれども、まずこの目的自体がはっきりしないかな。

で、前回、全協で町長がおっしゃった内容であると、宮城県だけ馬文化が空白地帯になっている、利府が馬文化を復元させるのが目標とか、あと騎手を育てていきたい、スポーツ文

化を生む醍醐味的なものとかということをおっしゃっていたわけですね。それで、利府には、こういった今までの馬文化があるということの説明をされていたんだけど、私はそれに対して、馬は昔いっぱいどこにだっていたらという話をしましたよね。

で、馬喰の昔の配置図で、馬喰がここにいたとかっていう話もされたけども、馬喰も、これも昔いっぱいいたんですよ。うちの村にもいたしね。だから、それをピックアップして、利府の馬文化が特殊なものがあったというところには至らない。ごく一般的に馬はどこにもいた。だから、そこだけで言っちゃうと駄目なんで、歴史的なものはある程度決着ついていいるのかなと思っているわけですよ。だから、歴史じゃなくて、これからそれをやっていく目的的なものをはっきりと、我々今まで聞いていなかったから、だから、それをはっきり町長に聞きたいと。

○議長（鈴木忠美君） いいですか。

○12番（高久時男君） はい。

○議長（鈴木忠美君） いいの。

○12番（高久時男君） 何が。

○議長（鈴木忠美君） では、お座りください。質問終わったの。

○12番（高久時男君） だから、同じような質問のやり取りだから、まずね。だから、町長の思いは分かったので、取りあえずね。ただし、今度そのメリットということに対しても、まだはっきり分からない。もう一回ちょっとメリットに対して、どういうところを目的として、どういうメリットを生み出そうとしているのか、そこをちょっと説明してください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁。町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えします。

今日、ごめんなさい、いろいろ地方創生の事例というのを手元に持ってきているんですね。先ほど高久議員が特色というお話をされました。利府で何で流鏝馬なんだと。それはよく分かります。私は、浅川議員にも前回の定例会でも、そこら辺はお話ししたと思っております。

ただ、メリットということは本当にいろいろ数え切れないぐらいあります。来月の私のコラムでもそこら辺は書かせていただいたんですけども、この前の流鏝馬大会、利府町で初めて開かれた流鏝馬大会で、実は岩手県の子で不登校だった子がいるんですね。小学校のとき。それで、馬と触れ合うこと、流鏝馬をやることによって社会を馬を通して見るようになって、学校に通学できるようになったという、これは動物介在型の療法ということで、今よく盛んに喧伝されているホースセラピーとかいろいろな言い方があると思いますけれども、

人馬一体の文化というのはこういうことなんじゃないかなという思いもあります。いろいろな理由は、たくさんメリットは出てくると思います。

まず、その上で、地方創生とかのことをいろいろ調べていると、本当に何でこの事業をやるのかなということは、結構地方創生の特色ある事業で出しています。ここでは、愛知県の一色町佐久島「アートによるまちおこし」、群馬県中之条町「中之条ビエンナーレ」とか、あとは新潟のほうで企業によるまちおこしとかいろいろあるんですね。紫波町はバレーボールに特化したまちおこしをしております。それは何の関連もないんですよ。

この前は、私たちはアーチェリーの一大拠点として頑張るんだという岩手県の町に行ってきたんですけども、そこも「何でアーチェリーなんですか」って聞いたら、「いや、国体が開かれて」、それぐらいです。アーチェリーの会場にそんななつたわけじゃないんですよ。合宿を誘致できたらいいなみたいな、そこから特色ある町として育てていきたいという町の意味があったということなんですよ。

なので、私たちは、それでも何の根拠もなくやっているわけではなくて、いろんな歴史的経緯、または文化的な背景、確かに高久議員は、馬はどこでもいたと、馬喰もどこでもいたと。それは、私はこの前も全協のときにお話ししたんですけども、それが重要なんじゃないかと。それが、なぜか宮城県だけが全く空白地帯になっているというところ。なぜ宮城県は全て馬の文化を捨ててしまったんだろうと。なぜそこを私たちは見過ごしてしまっているのだろうかというところに着目をして、馬事文化をつなげるようなサミットを主催しても、または起こせば、いろんなつながりが、これからインバウンドをはじめ、今日の新聞でもインバウンド効果が1兆円を超えている、たしか2兆円近くだということも上がっておりますが、様々な経済効果も生まれるのではないかというふうに思っておりますし、様々なメリットは挙げられ、ここで本当に時間がないくらい挙げようと思えば挙げられると考えています。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） いっぱい挙げてくれて頭に入りません。まず、メリットって一体何なんだろうというふうなことを考えると、ここには、「交流人口の拡大とか、経済効果や地域活性化などスポーツを軸とした様々な波及効果を生み出せる」という、すごい抽象的な答弁要旨になっているのね。

一言で言うと、交流人口を拡大して、例えば、特色ある利府の文化的なものに憧れて、利府に移り住んでくれる人が増えるのかなとかということだと思うんだけど、ただ、何ていうんだろうな、私、基本的に、あまり村おこし、まちおこしとかってそういうワードって

あまり好きじゃないですよ。

何でかという、過去いろんなところで、例えば人口減少でこのままいっちゃんとかなくなってしまうとかそういうようなところで、随分ね、そこで議長に「うん」と言ってもしようがないな。いろんなところに視察に行きました。やはり、そういう、ちょっとあらがう的なことをやって、例えば工業団地をつくってみたりとか住宅団地ね、村の管理でつくってみたりとかということ、あと、そういう自治体の破綻に向けたような動きが結構過去70年代ぐらいにあった。そういったこともあるので、基本的にあまりそっちの文化的な活動とかというのに、そんなに重きを置かなくてもいいのかなって思っているんですよ。実はね。

例えば、交流人口を増やして利府にもっといっぱいの人が住んでくれたらということかもしれないけれども、利府はそこまでなくても、いつも言っているんだけど、住宅の供給さえある程度うまくいけば、人口はまだ増えますよ。だから、そこで何かあらがって何か新たなことをやっていくというのを目的にするというのが、私の考えとはちょっと違うのね。その辺ちょっと町長の考えをもう一回。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えします。

見解の違いと見たら見解の違いかもしれないんですけど、ただ、何かちょっと上から目線で、利府は何もしなくても人口は集まるんだみたいに言われると、私もちょっとうんと思うところがあるんですね。というのは、一生懸命努力しているんですよ、私たち。人口を増やすために。

この前、6月の中旬に、今度、都市マスの線引きの変更があつて、また人口を増やす余力を私たちはいただきました、県から。物すごい努力ですよ。夜討ち朝駆けで県に通い、もう本当に折衝、交渉しながら、そういうふうにして人口を増やそうと。今、人口減少社会の中にあつて、私たちはチャレンジングな目標を掲げて今やっているということは、ぜひお見知りおきをいただきたいということ、あと過去、高久議員の答弁を聞かせていただいて、行政サービスという言葉とか競争はあまり好きじゃないということも伺っておりますので、そこは、特色あるまちづくりをしなければいけないという私たち当局側と高久議員の見解の相違があるんじゃないかなと。だから、ちょっと平行線なので、どこまでいったら交わる場所があるのかなというところは、私はこの場をお借りしてお話はしておきたいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ちょっと脱線しちゃうんですけど、私ね、基本的に、私の考えで

すよ、私の考えは、日本の人口大体5,000万でいいなと思っています。というのは、このままいくと、先進国と言われているところは少子化でなかなか人口増えないんだけど、アフリカとか発展途上にある国々は、やっぱり結構出産が多くて、このままいくと地球人口100億になってしまうなど。100億になった場合に、きっと食料の奪い合いになるなと思っています。そのとき、日本に今みたいに1億以上の人間がいたときに、例えば海外から食料が入ってこなかった場合、やはり日本のこの国土の中で生み出せる食料で養える人口はどのぐらいなんだろうということを考えると、幕末1868年だけでも、そのところの日本の人口って大体3,200万、1945年、日本が戦争に負けたときの人口って7,300万ぐらいなんですよ。

○議長（鈴木忠美君） 高久議員、流鏑馬のことに絞って、あまり世間話はいいから、それちょっとね。

○12番（高久時男君） すみません、脱線しちゃいましたね。

○議長（鈴木忠美君） せっかく町長も一生懸命答えているから、流鏑馬のことでやってくださいね。

○12番（高久時男君） ただ、その人口をやみくもに増やすというんじゃなくて、やっぱり利府だって適正な人口があるわけですよ。人口を増やすために、えらい努力をしてるのは分かります。けども、利府のこの45キロ平米の、ちょっと山間部が多いこの町の形を見ると、やっぱり限界は人口的にもあると思う。だから、はいどうぞ。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁。指示されてから挙げてください。町長。

○町長（熊谷 大君） 人口に関して、定住人口を増やしたいというのはあります。ただ、最適な人口というのは、言わんとしていることがよく分からないというところはあるんですけども、ただ、この前、私は隊友会の利府支部さんの集まりでも冒頭お話しさせていただいたんですけども、今急激な人口減少です。これは、もう高久議員も御案内のとおりだと。急激です。

いいですか、2019年から23年まで何人亡くなっているか。309万人ですよ。これ大東亜戦争のときの犠牲者310万人と匹敵するんですよ。この数年間で。これから増えていく、減っていくという、そんな悠長なことは言ってもらえない。どうやってか、私たちは子供たちとか後世をつないでいかなきゃ、この文化をつないでいかなきゃ、我が国をつないでいかなきゃいけないという、地域をつないでいかなきゃいけないという思いで私はやっているということだけ、すみません、短くお話しさせていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 町長、それから高久時男君に申し上げます。今回、流鏑馬の議題です

から、ほかのことはちょっと省いて、流鏝馬に絞ってください。はい、どうぞ。

○12番（高久時男君） すみません。まず、流鏝馬に戻って、流鏝馬をちょっと、何ていうのかな、すごく趣味的なものが強いし、それを公費を使ってやるということに対して結構反対意見が多いんですよ。その辺を町長はどう捉えていますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 事務的な質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

流鏝馬実施ですが、令和4年度、令和5年度ともに、令和4年度におきましては、宮城県町村会が交付する財源100万円を充てるということで、100万円の実施の中で100万円裏財源をつけている。5年度につきましては、同じくその100万円を充当しているということですので、決して一般財源にのみ頼るものではなくて、補助制度があれば補助制度のほうにも積極的に手を挙げていくという考え方でございます。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 財源の問題で（3）のほうに移りたいと思います。

4年度は100万、5年度は300万、これね、最初この答弁書を見たとき、こちらの質問要旨は経費明細ということだったんだけど、それが出てなかったの、何ていう答えしているんだろうなと思って最初見たの。

町長の先ほどのお話だと、昨年度、令和5年度に関しては、バリケードの設置とかで100万円で、走路とバリケードね。あと運営費に140万、ポスター60万ということで計300万という形になっているんだけど、これ3月の予算審査のとき私聞いたんですね。一体幾らかかっているんだということで聞いたときに、恐らく、3月中だったからまだ締めてないので、令和5年度、そのときの回答は270万円だったんですよ。その辺ちょっと30万ぐらいずれているのかなと思って、それ以降に、予算審査の時期から半月ぐらいの間に予算金額違っているということなので、使った金額がね、その辺はどうなっているんだろうとお聞きします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 今、決算の時点での数値と今日の答弁の内容が違うと。30万ぐらいというお話でございます。30万でちょっと思い当たるところが、令和4年度の経費明細であれば、先ほど100万円の事業費というお話をさせていただきましたが、36万円が十和田乗馬倶楽部さんの負担において行われている部分を把握しておりますので、そうすると、その

30万のずれというのはそこで出てくるのかなというふうには感じます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） これの経費的なものでの話なんだけれども、だから、その中身自体が我々よく予算審査の中でも聞いたんだけど、しっかりした回答が返ってこなかった。こんな令和6年度の400万についても、一体何をやるんだということについても、細かい内容のものはそのときお話しはいただけなかったということなんですね。

この間も全協で示されたけれども、200万円じゃできないから300万、100万アップしてくれという提案があったんだけど、それだって、あの書類の中で出ていたのは、ただ300万というだけなので、中身全然書いてないのよ。だから、それで我々は判断しようがない。

例えば、町長、この間、否決じゃない、減額になったとき、我々に質問をよこしましたよね。減額の積算を出してくれと。積算を出してくれと言われたって、そもそも予算の積算があらわになっていないんだから、どうにも出しようがないじゃないですか。その辺はどういうふうを考えているの、その内容。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

事業費の内容をお聞かせ願いたいというのは、私こちらに参って初めて要求を受けたものですから、決算・予算審査の時点でどういったやり取りがあったかというところまで把握していない状況でございます。

その上で、今回、御質問いただいたその4年度の明細についてまず御説明をさせていただきますが、会場設営費、デモンストレーション、乗馬体験、弓矢体験、走路設営・撤収、これが50万円です。令和4年度です。そのほかに運営スタッフの宿泊費、これが20万2,030円、馬の宿泊費、これは4頭、えにしホースパークに預けているのが4万5,000円、B級グルメとして十和田のバラ焼きの出店を依頼しておりますので、こちらに25万円、合計99万7,030円、事業費としては100万円の中で執行したということになります。

引き続きまして、令和5年度経費明細でございますが、先ほど町長からの答弁にもございましたとおり、会場設営費、大会本部、走路、馬のつなぎとめる場所等の作り込みに100万円ですね。競技運営費、馬11頭運搬費・えさ代、スタッフの移動宿泊費、これで140万円。需用費といたしまして、ポスター、のぼり、勉強会、商品・景品等で60万円ということと300万円となっております。

令和6年度につきましては、予算要求の段階で、会場設営費74万円、競技運営費、馬代として10頭連れてくる予定で、その運搬・えさ代、スタッフ110万8,000円。需用費、商品・景品、謝礼等を含めまして30万円、大会参加チャレンジ企画77万5,000円、馬サミット99万円で、合計400万円というような、391万3,000円ということで予算要求を400万としたところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 町長、補足。（町長から議長に発言あり）

それは、今ここで確認できないんですよ。後ほどになりますか。後ほどですね。

高久時男君よろしいですか、今の町長のあれが。お話分かりましたか。

町長、もう一度、今のは話してください。

○町長（熊谷 大君） すみません、先ほど高久議員から、予算のときにそれを聞いているというお話があったんですけども、私たちはそれを把握しておりませんので、議事録を精査させていただきます。本当にその質疑を受けているのであるならば、私たちはしっかりと答弁させていただかなければならないし、答弁していなかったら私たちのほうの問題になると思いますので、そこは議事録を精査させていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 高久議員、今の質問に対して、今町長の答弁のやつで、今ここではちょっと答え出ないということですけども、よろしいですか。どうぞ、高久時男君。

○12番（高久時男君） 議事録を見てもらって、聞き方はいろいろあると思うけれども、中身の金額を聞いているし、あと、このまんま、例えば300万、去年が300万、今年度の予算要求が400万。このまま一体どこまでいくんだ、一体何を目的にしているんだというところまで聞いていますから、それはしっかりと議事録を見て。だから、町長、議事録を見てない、そもそも。議事録もしくはユーチューブ。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁。町長。

○町長（熊谷 大君） 議事録まだ完成しておりませんのでまだ読んでおりませんし、ただ、ユーチューブで見るとね、私はそういう質問を受けたという記憶はないし、ユーチューブで見るとね、流鏝馬に関して何かさらさらって、ほぼ聞かれなくて、何か減額200万ってちょっとおかしいんじゃないかみたいな、そういうふうな私は捉え方でありましたので、そこは議事録を精査させていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 高久議員、今の件については、ちょっと調査をして、後ほど答えを出してもらおうということでよろしいですか。

次、高久時男君。

町長もよろしいですね、今の件はね。

○12番（高久時男君） しっかり調べてもらって、聞き方はいろいろあると思うけれども、予算審査の場合3回までしかできないので、だから、しっかりしたことも聞けない。一応ばつとやっているんだけど。であるからして、今回こういう質問内容になっている。この金額に関してはね。だから、金額に関して、要するに経費明細を出してくれと言っているんだけど、当初のやつが全然経費明細がなくて、答弁書を見てもそうだったので改めて聞いているわけだけでも。まあ、いいです。一応その辺の内容を精査してもらってやっていただきたいと思います。

この馬サミットって何ですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

馬サミットにつきましては、町長答弁のほうにもございましたとおりでございます。ちょっとお待ちください。すみません、スポーツ流鏑馬や馬に関わるものの展示、講演会などを通じて馬事文化に興味のある人や関係者が集う機会を創出する馬サミットを開催するというような内容でございます。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） サミットね。これは、いつまで続けてもしょうがないので、あまり馬に固執しないほうがいいのかなというふうには思っています。文化の創造いろいろあると思うんだけど、何か馬を運んでくるの、馬がかawaiiそうですね。何か十和田から。そういったのもあるので、ちょっと考え直したほうがいいのかなというふうに考えます。

あと、利府のm o b iに関して質問していきたいなと思っております。

まず、運行エリアについては、いろいろ検証しながら今後広めていくということで努力されていると思うんですけども、やっぱり町一つなので、この町のエリアを全部カバーできないで、部分的にやってもらっている人はすごく利便性が高いんですけども、それから外れた人だと、やっぱり不公平感が出てくると思うんですよ。

それについて、今の最初の答弁の内容だと、徐々に増やしていくみたいな形とか、あとは国の補助内容を見ながらとかっていうことだったんだけど、町長、もしこういったm o b i的なデマンド的なものを本当に完璧にやりたいと思ったら、利府町全体を視野に入れているということで町長考えているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいなと。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、m o b i の導入に当たっては、あくまでもほかの公共交通との補完的なデマンド交通だよということで、相互の利便性を図るための補完的なシステムということでm o b i のほうを導入させていただいております。

今回、議員御質問の、町内全ての皆様にm o b i を利用していただければ皆さん公平感が出るというのは確かにそのとおりだとは思いますが、今回、実証実験の中で何度もお伝えしていると思いますが、半径2キロ、直径4キロ、待ち時間30分の中でのまず実証実験をさせていただきたいと。その中で、今後、答弁にもありましたけれども、エリア外の人たちが思っていること、確かに町のほうにもそれは電話等でも問合せ等があります。あと、各種説明会のほうに出向いて、m o b i の状況を説明させていただいておりますけれども、その中でも不公平感があるというような内容のものも確かにいただいていることも事実でございます。そういったことも含めまして、今後できる、今の半径2キロ、直径4キロの中ででき得るポイント的なところで、何か今年あたりで改善が図られればなということで、今担当のほうでは詰めております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 一言でいいですよ。要するに、利府町全域をカバーする、こういったデマンド的なものを目指しているのかどうか、それだけでいいです。途中いろんな過程あると思いますけれども、そこはまず置いといて、取りあえず目指していく姿というか、到達点をどこに置いているのか、そこだけ確認しています。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

本来、町内の方々が均一に、不公平なく全域でm o b i というよりデマンド交通なりで賄うということ、クリアするというのは確かに求められているのかなと思いますけれども、何度も繰り返しとなりますけれども、m o b i で全てを運行するとなると、ほかの公共交通機関のほうでの障害が出てきます。例えば離れたところをm o b i 、今の金額でいくと一乗り300円ですね、そういったところを例えば団地、あと葉山、ほかに行くとなれば1,500円とか2,000円、3000円と。タクシー会社とかほかの公共交通機関に影響が出てくるということもございまして、一言でいいと言われれば確かにそのとおりかもしれませんが、町ではそういったところも含めまして検討していかなきゃいけないというのが事実ですので、御理

解のほどをお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） なかなか難しいなあ、理解なかなかできないわ。要は、そこを目指しているのかなという質問なので、一番の理想形はそこじゃない。そこをただ目指していますでいいんだよ、単純に。だから、あくまでも町でやることだから、町でやって町民に不公平感があってはいけないと思うんです。ただし、そこに到達するまでは、今実証実験中だし、いろんなことがあると思う。それを乗り越えて、最終的にはそういうことも含めて利府町全域をカバーして、町民に不公平感のないような交通システムをつくっていくということであればそれでいいんですけれども、もう一回答弁する。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

公共交通計画の中で、今年度、町民バスの再編と、あと地域公共交通の役割分担の明確化とかそういったものも含めて、今年度、公共交通の中で、会議の中で、こちらのほうは検討していきたいということで考えております。ですので、全てがm o b i かどうかデマンド交通で賄うという結論を出せるかどうかというのはまた別な話としまして、町民バスとかそういった公共交通の再編等も考えながら、デマンド交通の運行について検討していきたいということで、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 全てをm o b i で賄えなんて言ってない。だから、いろんな交通体系との兼ね合いもあると思うんだけど、当初このデマンドに関しては、もう私議員になったときからもいろんなところで視察にも行っているし、いろんな問題点も聞いてきているし、きっと、うちの先輩議員も恐らく同じようなことを今まで質問して提案もしてきたと思うんですよ。結構長年の課題だったわけね、これね。デマンド交通ね。これに関しては。

だから、それが実証実験とはいえ一応形になりつつあるから、そこはそこですごい評価しているんだけど、だから、あくまでもその考え方として、他の交通機関との兼ね合いもあるんだろうけれども、でも、最終的にやる以上は全町域を対象にしないとおかしいことになってしまうのかなというのが一つ。

それと、当初このデマンドに関しては、どっちかっていうと交通弱者がメインで、我々議会としては提案していたんです。要するに、高齢者とか車の免許を返しちゃって、もう運転できなくて足がないとか、そういう問題を解消するために、どっちかっていうと交通弱者、一

言でいうと高齢者とか、そういう人を対象にしていこうということでの提案で今まで来ていた。

ところが、実際m o b i の蓋を開けてみると、この対象は全町民じゃない、そのエリア内の町民は誰が使ってもいいというようなシステムなので、その辺のシステムも含めて、やっぱりいろいろ考えてこれから詰めていかなくちやいけないのかなと思っております。取りあえず、全地域を対象にして頑張っているということで理解していいかな。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

目指すところは、そこに私たちも思っております。ただし、やはりできるところとできないところというのがございますので、私どもの中では、公共交通計画の中でまず検討する項目もあります。そういったところも含めて、今後のm o b i、デマンド交通の在り方については再度検討していきたいと考えております。

また、議員おっしゃるとおり、今、地域で賄う公共交通というのもございます。そういったところで、例えば仙台とかいろんなところで細かい地域の中で運行しているデマンド交通というのもございますので、そういったものも参考にしながら検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ぜひ頑張ってください。なるべく早くやれるようにね。

（2）番に移ります。

このシステム使用料金という問いを出しているんですけども、というのは、我々視察に行った中で一番気になったのが、システムの使用料金だったんですよ。結構高いなというのがあって、これが一体、今回うちのこのm o b iでどのぐらいかかっているのかなということが知りたかったということです。

これを見ると、大体1か月100万で年間1,200万ということなので、大体しようがないぐらいの金額かなとは思っていますけれどもね。ただ、この一月当たりの運行費が500万で、今年度予算7,700万だから大体6,000万ですよ。すると、そこでちょっとまた相当数字が違ってくるんですけども、その辺の数字の違いと、運行経費で400万ということですね。そうすると1台200万ですよ。200万の内訳って大体どんなもんですか。

例えば、今、車両はリースしているのか、もう買い取っているのかとか、あと、その委託

先、恐らく宮城交通だと思うけれども、1台当たり幾らの人件費で、1台に対して何人ぐらいの要員で回しているのかとか、その辺の説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

年間、システム使用料が100万、運行費用で400万、合わせて500万ということで、年間6,000万、予算上は7,654万3,000円ということで、約1,600万ちょっとの違いがあると思います。

こちらにつきましては、まず、1,600万の内訳としましては、m o b iプロジェクトにおける効果検証について、検証業務で900万、利用者拡大のプロモーション等活動を検証し、見直し作業等に要する経費として残りの700万、あとはチラシとかそういったものを含めて、その違い1,600万程度出ております。

あと、予算的などころにつきましては、車両につきましては、全て、今2台で運行しておりますが、3台を買い上げております。運行については宮城交通で、一応そちらの人員につきましては、宮城交通の勤務体系の中で交代等でやっていただいているところもございますので、今、何人がm o b iに関わっているのかというのは、今手元には資料はございませんので、お答えのほうは控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 宮城交通の場合は、今、買取りって言いましたよね。3台買い取っている。では、その割賦販売とかそういう部分での費用が分割してここに入っているということ。金額、400万の中に。車両に関してだけ。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

こちらは、令和5年度に車両のほうは買上げしております。

以上です。

すみません、一括で買上げしております。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） だから、その一括で買上げた金額を、この月々400万の中に入っている、要するに割賦で、一般的にローン支払いみたいなそういう形なの。それとも、もう一括で全部払っちゃっているの。その経費に関しては、要するにこの経費の中には入っていないということでもいいですか。

ということは、400万で2台、実際回しているのは2台だからね。実際回しているのは2台だから、1台200万の委託になっているということでもいいですか。そこで「うん」と言わないで立って。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 確かに2台で回しているということなので、1か月、それであれば200万という形にはなります。

車両につきましては先ほどあれでしたけれども、令和5年度で一括購入で、令和6年度にはそれは分割という形には入っておりませんので、あくまでも運行費用となっております。

こちらですね、やはり運行費用につきましては割高のように確かに見えてしまいます。こちらの要件としましては、当初、町のほうで運行する際は、タクシー会社のほうに運行のほうを予定しておりました。しかし、運行会社のほうが人手不足ということで、こちらの業務については担えないということもございまして、そちらを公共交通会議のほうに再度諮りまして、であれば利府のことを一番、今でも運行していますミヤコーのほうに運行できたらいいんじゃないかということもありましたので、ミヤコーさんのほうにこちらのほうはお願い、委託のほうをしている形にはなりますけれども、やはりミヤコーさんの場合は、運転手の金額につきまして月給という形でベースが出てきます。タクシーの場合は、時給とか日給等の計算でされるものですから、どうしてもバスのほうの事業者のほうに頼んだ場合、高額になってしまうという形で見えていると思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 受けるところがないというのであればしょうがないけれども、1台200万はちょっと高いから、経費の見直しのところをもうちょっと詰めたほうがいいのかと思います。

あと、次、m o b iに代わるシステム何かないかなということで調査しているのかなというこの質問なんですけれども、これは、さっきの（2）番と関連しているんですよ。要は、システム使用料があまり高いようだったらという前提があるので、今1,200万で年間回しているということだから、これは2台だとして1,200万、それとも3台、4台って増えた場合でも金額は変わらないんですか、システム使用料というのは。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） こちらにつきましては、m o b iの今回のシステム使用料と

いう形になっていますので、それが仮に3台、4台となったとしても使用料自体は変更になるものではないと思います。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 分かりました。実証実験中なので、あまり何だか……、本当は実証実験が終わってから質問しようと思ったんだけど、この間の予算審査のときに、もっと全域に広げられないかという質問をした人がいたんですよ。それに対して当局の答弁は、要するに、ちょっと申請が遅れてしまったというのがあったので、申請が遅れないようにちゃんとやってほしいという趣旨での質問でした。まず頑張って、実験結果を出してもらえればいいなと思っています。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので、御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後2時56分 散 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年6月11日

議 長

署名議員

署名議員